中高環第　　１４　号
平成２４年３月２７日

本社の本部、事業本部及び部の長
並びに支社等の長　　　　　　　　　　殿

環境・技術部長

「請負工事成績評定要領」の一部改正について

請負工事等成績評定要領（平成 20 年 6 月 23 日付け中高技第 49 号企画本部長通達）の一部を、別添のとおり改正したので通知する。

なお、本通達は、平成２４年４月１日以降に評定実施する工事から適用することとする。

以　上

別添１

請負工事成績評定実施要領

（目　的）

第１条　本実施要領は、請負工事成績評定要領（以下「成績評定要領」という。）に基づく評定の実施細則を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、技術水準の向上に資するとともに、受注業者の適正な選定を図ることを目的とする。

（成績評定の方法）

第２条　品質中間評定は、工事ごとに独立して次の各号に掲げる事項のとおり行うものとする。

一　評定は、別紙－３－２（主任検査員用）「考査項目別運用表（品質管理中間検査用）」を基に、別記様式第１－２「評定点算出表（品質中間評定）」及び別記様式第２－２「項目別評定点算出表（品質中間評定）」により行い、結果を監督検査要領に規定する別記様式第２号「品質管理中間検査調書」に記録するものとする。

二　評定を行う際には、別紙－４「記入方法及び留意事項」に留意するものとする。

２　しゅん功評定は、工事ごとに独立して次の各号に掲げる事項のとおり行うものとする。

一　評定は、別紙－１（主任補助監督員用）、別紙－２（監督員用）、別紙－３（主任検査員用）「考査項目別運用表」を基に、別記様式第１「評定点算出表（しゅん功評定）」及び別記様式第２「項目別評定点算出表（しゅん功評定）」により行い、結果を別記様式第３「しゅん功評定表」に記録するものとする。

二　評定を行う際には、別紙－４「記入方法及び留意事項」に留意するものとする。

三　「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」の評定に関しては、受注者からの資料を受け付けるものとし、その場合はこれも考慮するものとする。

以　　上

別記様式第１

評定点算出表（しゅん功評定）

平　成　　年　　月　　日　作　成

支社　　　　　　事務所

工事名		契約金額（最終）	
受注者名		工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
		完成年月日	平成　年　月　日

考査項目		主任補助監督員					監督員							主任検査員							主任検査員（中間検査※12）						
		氏名					氏名							氏名							氏名						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+1	+0.5	0	-5	-10																					
	Ⅱ．配置技術者	+3	+1.5	0	-5	-10																					
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	+4	+2	0	-5	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ．工程管理	+4	+2	0	-5	-10	+2		+1		0	-7.5	-15														
	Ⅲ．安全対策	+5	+2.5	0	-5	-10	+3		+1.5		0	-7.5	-15														
	Ⅳ．対外関係	+2	+1	0	-2.5	-5																					
3．出来形	Ⅰ．出来形	+4	+2	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20
及び	Ⅱ．品質	+5	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ													+5		+2.5		0	-5		+5		+2.5		0	-5	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応 ※3						+	(20)	0																		
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫 ※4	+	(7)	0																							
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等 ※5						+10	+7.5	+5	+2.5	0																

項目	主任補助監督員	監督員	主任検査員	主任検査員
加減点合計（1+2+3+4+5+6）	±　35.0　点	±　35.0　点	±　35.0　点	±　35.0　点
評定点（65±加減点合計） ※1	①　100.0　点	②　100.0　点	③　100.0　点	④　100.0　点
7．評定点計 ※2	100.0　点	中間検査の実施有（①　100.0　点×0.4＋②　100.0　点×0.2＋③　100.0　点×0.2＋④　100.0　点×0.2）＝　100.0　点 中間検査の実施無（①　100.0　点×0.4＋②　100.0　点×0.2＋③　100.0　点×0.4）＝　0.0　点		
8．法令遵守等 ※6		－　0　点		
9．技術提案不履行 ※7	－　点			
10．評定点合計	100.0　点	○７．評定点計（　100.0　点）－８．法令遵守等（　0　点）－９．技術提案不履行（　0　点）＝　100.0　点		
11．ＶＥ評価 ※8　Ⅰ．入札時ＶＥ評価点		+3　+2　+1　0　点		
Ⅱ．契約後ＶＥ評価点		+3　+2　+1　0　点		
ＶＥ評定点		点		
12．評定点総合計 ※10	100　点	○10．評定点合計（　100.0　点）＋11．VE評価（　0　点）＝　100.0　点		
所見 ※11	（主任補助監督員）	（監督員）	（主任検査員）	（主任検査員）

※1 ６５点＋１.～３.の評定（加減点合計）＋４.～６.の評定（加点合計）＝ 評定点　各評定点（①～④）は小数第１位まで記入する。

※2 ７.の評定点計は、上記評定点に各評定者の持分比率を乗じて加算し、小数第１位（小数第２位を四捨五入）まで記入する。

※3 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目であり、加点評価のみとする。
原則として最大２０点の加点評価とするが、長期または短期集中工事における安全確保による加点の場合は、２０点を超えて評価できるものとする。（評定点の合計が100点を超える場合もあり得る。）
評価に際しては、主任補助監督員からの報告を受けて監督員が評価するものとする。

※4 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目であり、加点評価のみとする。

※5 社会性等の評価は、地域への貢献等の観点から加点評価のみとする。

※6 法令遵守等の評価は、注意及び資格登録停止の措置内容から減点評価のみとする。

※7 技術提案不履行は総合評価落札方式などの技術提案に不履行があった場合の減点評価とし、不履行が1項目であれば－5点、2項目以上であれば－10点とする。

※8 ＶＥ評価はＶＥ適用工事のみ評価を行うこととし、提案への評価から加点評価のみとする。入札時ＶＥ評価点＋契約後ＶＥ評価点＝ＶＥ評定点

※9 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表（しゅん功検査用）によるものとし、主任検査員の評価に先立ち、主任補助監督員、監督員が行う。

※10 評定点合計は、小数第１位を四捨五入することにより整数とする。

※11 所見（各考査項目の評価のうち、特筆すべき事項等）は必ず記載する。また、中間検査欄は、中間検査時の主任検査員所見を転記する。

※12 中間検査とは「品質管理中間検査」のことである。

別記様式第１－２

評定点算出表（品質中間評定）

平　成　　年　　月　　日　作　成

支社　　　　事務所

工事名									契約金額					契約金額								
受注者名							工　期		平成　年　月　日　～　平成　年　月　日								検査年月日	平成　年　月　日				
考査項目		主任検査員							監督員							主任補助監督員						
		氏名							氏名							氏名						
項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般																					
	Ⅱ．配置技術者																					
2．施工状況	Ⅰ．施工管理 ※4	+5		+2.5		0	-7.5	-15														
	Ⅱ．工程管理																					
	Ⅲ．安全対策																					
	Ⅳ．対外関係																					
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20														
	Ⅱ．品質	+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25														
	Ⅲ．出来ばえ	+5		+2.5		0	-5															
加減点合計（1+2+3）		±　35.0　点																				
評定点（65±加減点合計）※1		①　100.0　点																				
4．評定点合計									100.0　点　（①　100.0　点×1.0）													
5．評定点総合計 ※2									100　点　○4．評定点合計＝　100.0													
所見 ※5		（主任検査員）							（監督員）							（主任補助監督員）						

※1　６５点＋１．～３．の評定（加減点合計）＝ 評定点

評定点は小数第１位まで記入する。

※2　4．の評定点総合計は、小数第１位を四捨五入することにより整数とする。

※3　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表（品質管理中間検査用）によるものとする。

※4　「Ⅰ．施工管理」には、「Ⅰ．施工体制一般」、「Ⅱ．工程管理」及び「Ⅲ．安全対策」に関する評価を含むものとする。

※5　主任検査員は、所見（各考査項目の評価のうち、特筆すべき事項等）を必ず記載するものとする。また、監督員、主任補助監督員においても特筆すべき事項があれば記載するものとする。。

別記様式第２

項目別評定点算出表（しゅん功評定）

項目	細別	①主任補助監督員	②監督員	③主任検査員	④主任検査員（中間）	細目別評定点	得点割合
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	（ 1.0 ）×0.4+2.6= 3.00 点				3.00 3.0 点	3.0%
	Ⅱ．配置技術者	（ 3.0 ）×0.4+2.8= 4.00 点				4.00 4.0 点	4.0%
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	（ 4.0 ）×0.4+0.9= 2.50 点		（ ）×0.4+5.5= （ 5.0 ）×0.2+2.75= 3.75 点	（ 5.0 ）×0.2+2.75= 3.75 点	10.00 10.0 点	10.0%
	Ⅱ．工程管理	（ 4.0 ）×0.4+4.4= 6.00 点	（ 2.0 ）×0.2+3.6= 4.00 点			10.00 10.0 点	10.0%
	Ⅲ．安全対策	（ 5.0 ）×0.4+7.0= 9.00 点	（ 3.0 ）×0.2+5.4= 6.00 点			15.00 15.0 点	15.0%
	Ⅳ．対外関係	（ 2.0 ）×0.4+2.2= 3.00 点				3.00 3.0 点	3.0%
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	（ 4.0 ）×0.4+0.9= 2.50 点		（ ）×0.4+3.5= （ 10.0 ）×0.2+1.75= 3.75 点	（ 10.0 ）×0.2+1.75= 3.75 点	10.00 10.0 点	10.0%
	Ⅱ．品質	（ 5.0 ）×0.4+3.0= 5.00 点		（ ）×0.4+9.0= （ 15.0 ）×0.2+4.5= 7.50 点	（ 15.0 ）×0.2+4.5= 7.50 点	20.00 20.0 点	20.0%
	Ⅲ．出来ばえ			（ ）×0.4+8.0= （ 5.0 ）×0.2+4.0= 5.00 点	（ 5.0 ）×0.2+4.0= 5.00 点	10.00 10.0 点	10.0%
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		（ 20.0 ）×0.2+1.0= 5.00 点			5.00 5.0 点	5.0%
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	（ 7.0 ）×0.4+2.2= 5.00 点				5.00 5.0 点	5.0%
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		（ 10.0 ）×0.2+3.0= 5.00 点			5.00 5.0 点	5.0%
７．評定点計（評定者別評定点）		（ 40.0 点）	（ 20.0 点）	（ 20.0 点）	（ 20.0 点）	100.0 100.0 点	
８．法令遵守等			（ ）×1.0= － 0 点			▲ 0 点	0.0%
９．技術提案不履行			（ ）×1.0= － 0 点			▲ 0 点	0.0%
10．評定点合計						100.0 点	
11．ＶＥ評価			（ ）×1.0= 0 点			0 点	0.0%

評定点総合計　100 点

※1 得点割合は、評定点合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※2 ③主任検査員の計算は、品質管理中間検査が無ければ上段、実施が有れば下段で計算する。
※3 ④主任検査員（中間）の計算は、品質管理中間検査の結果に対する計算である。

別記様式第２－２

項目別評定点算出表（品質中間評定）

項　　目	細　　別	①主任補助監督員	②監督員	③主任検査員	④主任検査員（中間）	細目別評定点	得点割合
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般						
	Ⅱ．配置技術者						
２．施工状況	Ⅰ．施工管理				（　5.0 ）＋13.75= 18.75 点	18.75 18.75 点	18.8%
	Ⅱ．工程管理						
	Ⅲ．安全対策						
	Ⅳ．対外関係						
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形				（ 10.0 ）＋8.75= 18.75 点	18.75 18.75 点	18.8%
	Ⅱ．品質				（ 15.0 ）＋22.50= 37.50 点	37.50 37.50 点	37.5%
	Ⅲ．出来ばえ				（　5.0 ）＋20.00= 25.00 点	25.00 25.00 点	25.0%
４．評定点合計 （評定者別評定点）					（　100.0　点）	100.0 100.0　点	
					評定点総合計	100 点	

※1 得点割合は、評定点合計に対する得点の割合を百分率で示す。

別紙－１①

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任補助監督員用）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>細　　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="6">1. 施工体制</td><td rowspan="3">Ⅰ. 施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「工事現場における施工体制の点検表」の点検結果において、指摘事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 契約締結の１４日以内に、契約工程表又は請負代金内訳書が提出された。（契約後、変更後）
□ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体制図に明確に記載している。
□ 建設業退職金収納書届又は未提出理由書を契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）
□ 建設業退職金証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。
□ 施工体系図に記載のない業者が作業していない。
□ 監理(主任)技術者、専門技術者及び下請負人の主任技術者が、工事名・工期・顔写真・所属等が入った名札を着用している。
□ 下請負人がＮＥＸＣＯ中日本の工事競争参加資格者である場合には、資格登録停止期間中でない。
□ 設計図書に掲げる事項を記載した施工計画書を、工事着手前に提出している。
また、施工計画書の承諾の必要な事項は工事着手１箇月前までに提出している。
□ 出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施する体制が、施工計画書等により明確化され有効に機能している。
□ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ 施工計画書の内容と現場施工体制が一致している。
□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ その他
内容：
理由：</td><td rowspan="2">□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・ａ
評価値が80%以上90%未満・・・ｂ
評価値が80%未満・・・・・・・ｃ
①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　0%）＝該当項目数（　0）／評価対象項目数（　17）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ. 配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□ 「工事現場における施工体制の点検表」の点検結果において、指摘事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□ 現場代理人が、現場に常駐している。
□ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的判断を行っている。
□ その他
内容：
理由：</td><td rowspan="2">□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・ａ
評価値が80%以上90%未満・・・ｂ
評価値が80%未満・・・・・・・ｃ
①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　0%）＝該当項目数（　0）／評価対象項目数（　12）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－１②

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（主任補助監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">2. 施工状況</td><td rowspan="3">Ⅰ. 施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 契約書１８条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行っている。
□ 設計図書の照査において、現場との相違事実がある場合、その事実を確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。
□ 施工計画書と現場施工方法が一致している。
□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□ 工事材料の品質に影響が無いよう保管されている。
□ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ 現場でのイメージアップに積極的に取り組み、地域等より評価されるものがある。
□ 監督員の検査及び立会いの手続きが事前になされている。
□ 設計図書に基づき、工事関係書類を不足無く整理している。
□ 契約締結後、３０日以内に工事着手している。
□ 支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、７日以内に受領書又は借用書を提出している。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ 工事全般において低騒音型、低振動型、排出ガス対策の建設機械及び車両を使用している。
□ 工事記録写真撮影要領の管理項目を満足している。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　0%）＝該当項目数（　0 ）／評価対象項目数（　18 ）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ. 工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ 現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や交通規制等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。
□ 作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。
□ 計画工程以外の作業日や時間外作業がほとんど無い。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　0%）＝該当項目数（　0 ）／評価対象項目数（　9 ）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１③

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　（主任補助監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">2. 施工状況</td><td rowspan="3">Ⅲ. 安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切であった</td><td>不適切であった</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 安全協議会等を設置し、活動記録が整備されている。
□ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。
□ 安全に関する研修・訓練等を半日／月以上実施し、その実施状況の報告がなされている。
□ 安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録が整備されている。
□ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ 過積載防止に積極的に取り組んでいる記録等がある。
□ 使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録等がある。
□ 重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。
□ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等により実施され、記録等がある。
□ 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録等がある。
□ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施され、記録等がある。
□ 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録等がある。
□ 事故・災害事例の収集に努め、作業員全員に周知し、自主的に改善策等を議論している。
□ 作業手順書の作成、全員周知、作業の実行、検証のＰＤＣＡを常に回している記録がある。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　16)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅳ. 対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　6)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１④

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任補助監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th colspan="3">a</th><th colspan="3">b</th><th colspan="3">c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="5">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅰ. 出来形</td><td colspan="3">□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％程度以内である。</td><td colspan="3">□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％程度以内である。</td><td colspan="3">□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="9">※　ばらつきの判断は別紙－４参照。
①　出来形の評定は、工事全般を通じて評価するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「施工管理要領」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④　出来形管理項目を設定していない工事はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">造園工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td colspan="2">a
適切である</td><td colspan="3">b
ほぼ適切である</td><td colspan="2">c
他の評価に該当しない</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="7">●評価対象項目
□ 出来形測定結果又は試験結果等が適切にまとめられている。
□ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ 工事記録写真等撮影要領の管理項目を満足し、適切に管理している。
□ 支柱工や舗装工等の出来形又は製品の規格値を満足している。
□ 樹木材料の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足している。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・ａ
評価値が80%以上90%未満・・・ｂ
評価値が80%未満・・・・・・・ｃ

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　7)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td colspan="7">a 適切である ／ b ほぼ適切である ／ c 他の評価に該当しない

●評価対象項目
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理している。
□ 附帯設備の据付及び固定方法を、設計図書又は承諾書通りに施工している。
□ 附帯設備の配管及び配線を、設計図書又は承諾書通りに敷設している。
□ 出来形又は製品の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足している。
□ 出来形又は製品の機能が設計値(設計図書)を満足している。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・ａ
評価値が80%以上90%未満・・・ｂ
評価値が80%未満・・・・・・・ｃ

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　9)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>d
□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>e
□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。</td></tr>
</table>

別紙－１⑤

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任補助監督員用）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td></td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅰ. 出来形</td><td rowspan="2">上記以外の施設工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表を工夫している。
□ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理している。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ 設備の据付及び固定方法を、設計図書又は承諾書通りに施工している。
□ 配管及び配線を、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□ 用途や流れの方向を表示した名札が、電線管を除く配管の必要部分に分かり易く堅固に取り付けている。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足している。
□ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□ 設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　16)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑥

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任補助監督員用）

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	□ 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 品質の測定が必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督点が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。
	※　ばらつきの判断は別紙－４参照。 ①　品質の評定は、工事全般を通じて評価するものとする。 ②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③　品質管理とは、「施工管理要領」の試験項目、試験基準及び規格値に基づくすべての段階における品質確保の管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④　品質管理項目を設定していない工事はｃ評価とする。				

造園工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □ 土壌硬度調査及び土壌試験（ＰＨ）、現場透水試験を実施し施工に反映している。 □ 活着が促されるように管理している。 □ 樹木などに損傷､鉢くずれ等がないよう保護養生を行っている。 □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいない。 □ 根茎の状態が良好な材料を使用している。 □ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っており、植栽箇所に応じた樹木の向きや樹形となっている。 □ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥している。 □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕している。 □ 支柱・添木をぐらつきがないよう設置している。 □ 樹木名標板を視認しやすい場所に据付けている。 □ 芝生は雑草の混入がない材料を使用している。 □ 芝生、マルチング、植栽箇所などの施工箇所に不陸や滞水がない。 □ その他 内容： 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・ａ 評価値が80%以上90%未満・・・ｂ 評価値が80%未満・・・・・・・ｃ ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　 0)／評価対象項目数(　13) ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

別紙－１⑦

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任補助監督員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th></th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">建築工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
［躯体工事］
□ 材料・製品の品質・性能が、証明書・試験成績書等により確認でき、設計図書を満足している。
□ 材料の品質確認記録の内容が整理され、適切である。
□ 品質管理方法が施工計画書等で明確に記載されており、それに基づいた管理を実施している。
□ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の内容が、適切である。
□ 施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好である。
□ その他
内容：
理由：
［仕上工事］
□ 材料・製品の品質・性能が、証明書・試験成績書等により確認でき、設計図書を満足している。
□ 材料の品質確認記録の内容が整理され、適切である。
□ 品質管理方法が施工計画書等で明確に記載されており、それに基づいた管理を実施している。
□ 施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好である。
□ その他
内容：
理由：
［設備工事］
□ 機材の品質・性能が、証明書・試験成績書等により確認でき、設計図書を満足している。
□ 機材の品質確認記録の内容が、適切である。
□ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の内容が整理され、適切である。
□ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
□ 施工の品質が施工記録等により確認でき、良好である。
□ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示又は防護等が明確で解りやすい。
□ 機器の機能及び性能に係わる成績書を整理している。
□ 配線、配管を承諾図書のとおり敷設している。
□ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　21)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑧

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任補助監督員用）

<table>
<tr><th colspan="2">考査項目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">上記以外の施設工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ 設備、機器の品質、機能及び性能が成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ 設計図書に定められている品質管理を実施している。
□ 設備全体としての運転性能が、所定の能力を満足している。
□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備している。
□ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備している。
□ 設備の取扱い説明書を工夫している。
□ 中央局設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ 電気配線、配管を、承諾図書のとおり敷設している。
□ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
□ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ 操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ 平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめている。
□ 回転部や高温部、充電部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□ 溶接管理基準の品質管理項目について規定値を満足している。
□ 塗装管理基準の品質管理項目について規定値を満足している。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　0%）＝該当項目数（　0 ）／評価対象項目数（　22 ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑨

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任補助監督員用）

考査項目	細　別	工　夫　事　項
５.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	【準備・後片づけ】 □ 測量・位置出しにおける工夫 □ その他（内容：　　　　　　理由：　　　　　　）
		【施工】 □ 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止策、配管のつなぎ等に関する工夫 □ 照明などの視界の確保に関する工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 □ 出来形又は質の計測、集計、管理図等に関する工夫 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 □ ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事［**※本項目は２点の加点とする。**］ □ 特殊な工法や材料を用いた工事 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 □ その他（内容：　　　　　　理由：　　　　　　）
		【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 □ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫 □ その他（内容：　　　　　　理由：　　　　　　）
		【安全衛生】 □ 労働災害に関するリスクマネジメントを現場運営している。［**※本項目は２点の加点とする。**］ ・労働安全衛生マネジメントシステム（ＯＨＳＭＳ）等を導入し安全衛生管理を実施している。［※１点加点］ ・建設労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。［※１点加点］ □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止策並びに作業中の換気等に関する工夫 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫 □ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境保全に関する工夫 □ その他（内容：　　　　　　理由：　　　　　　）
		【その他】 □ その他（内容：　　　　　　理由：　　　　　　） □ その他（内容：　　　　　　理由：　　　　　　） □ その他（内容：　　　　　　理由：　　　　　　）
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評点：　　　点 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2. 評価は各項目において各項目において１つレ点が付されれば、１、２点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※3. 該当する数と重みを勘案して評点する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別紙－２①

考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目の□にレマークを記入する。　（監 督 員 用）

項目	細　別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

- □ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- □ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- □ 工程管理を積極的に行ったことにより、夜間工事の期間短縮等を図り、地域住民や高速道路利用者に与える影響を軽減した。
- □ 災害復旧工事、工事用地等の確保及び施工条件の変更など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
- □ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
- □ その他　内容：
　理由：

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。

細　別	a	b	c	d	e
Ⅲ.安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

- □ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
- □ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
- □ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
- □ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
- □ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
- □ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
- □ その他

内容：
理由：

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。

別紙－２②

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□にレマーク、・に○を記入する。 （監 督 員 用）

考査項目	細 別	対 策 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事。 □ 3.既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ 4.その他 内容： 理由： ※上記の対応事項に１つ以上レ点がつけば **４点の加点**とする。	(1.について) ・切土・盛土工：50万㎥以上 ・ケーソン：1基当たりの底面積100㎡以上、掘削深度30m以上 ・トンネル：3車線以上の大断面トンネル、非常駐車帯等を含む長大（概ね2.0km以上）トンネル ・橋梁下部工の高さ：30m以上 ・橋梁上部工の最大支間長：100m以上 ・半地下構造の深さ：10m以上 ・駐車台数250台以上の休憩施設のお手洗いの新築 ・水噴霧設備を含むトンネル非常用設備の設置 ・特別高圧の受配電設備の設置 ・交通管制中央局設備又は施設制御中央局設備の設置 ・集じん機を含むトンネル換気設備の設置 (2.について) ・現地設計に基づいて、全体的な再設計が必要な工事 ・特殊型式の橋梁工事（アーチ橋、斜張橋、吊橋等） (3.について) ・既設橋と新設橋の一体拡幅又は既設トンネルにおける断面拡幅工事 ・既設施設と新設施設の機能拡充又は構造の拡充を行った工事 ・運用中の既設設備機能を確保しながら設備の改造等を行った工事 (4.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要である工事 ・その他、新技術又は新工法の適用など技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事 ・その他、コンピューターシュミレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事
		Ⅱ厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □ 5.地盤の変形、近接物工事、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 6.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 7.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 8.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他 内容： 理由： ※上記の対応事項に１つ以上レ点がつけば **６点の加点**とする。	(5.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・監視などの結果に基づき、施工を行った工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 (6.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支承物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 (7.について) ・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事 (8.について) ・日断面交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・日断面交通量が概ね1万台以上の道路で車線の切り回しを行った工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事

別紙－２③

考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目の□にレマーク、・に○を記入する。　（監 督 員 用）

考査項目	細　別	対　策　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12.雨･雪･風･気温･波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13.急峻な地形での工事 □ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15.その他 内容： 理由： ※上記の対応事項に１つ以上レ点がつけば **４点の加点**とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事などにおいて、地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・膨張性地山、多量の湧水、地質構造線による断層破砕帯などを通過したトンネル工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く） ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・その他、災害等における臨機の措置のうち、特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □ 16.12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事 □ 17.その他 内容： 理由： ※「16」に該当する工事は**６点の加点**とする。 **※右欄の加点事項に該当する場合は、「17.の理由」に加算する点数を記入して、評点に反映させる。**	(16.について) ※「工期」とは、監理技術者又は主任技術者が専任を要する期間をいう。 ※「事故」には、口頭注意以下の措置を講じた工事関係者事故又は公衆災害は含めない。 (17.について) ・24ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事は、「16.の点数」に3点を加点する。 ・36ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事は、「16.の点数」に6点を加点する。 ・48ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事は、「16.の点数」に9点を加点する。 ※ただし、考査項目「8.法令順守等」における「措置内容6.」及び「7.」に該当する事故等（口頭注意以下の措置を講じた工事関係者事故又は公衆災害）が2回以上発生した場合は、「16.」における上記の加点評価は行わない。

別紙－２④

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□にレマーク、・に○を記入する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（監 督 員 用）

考査項目	細　　別	対　策　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅴ短期集中工事における安全確保への対応 □ 18.12ヶ月未満の工期で、事故が無く完成し、右欄に該当する工事 連続延べ労働時間：＿＿＿＿＿＿ 時間 加算する点数：＿＿＿＿＿＿ **※「18」に該当する場合は、下線部の「連続延べ労働時間」及び「加算する点数」を記入して、評点に反映させる。** □ 19.その他 内容：＿＿＿＿＿＿ 理由：＿＿＿＿＿＿	(18.について) ・無事故での連続延べ労働時間の最大値が10,000時間以上工事は、3点を加点する。 ・無事故での連続延べ労働時間の最大値が50,000時間以上工事は、6点を加点する。 ・無事故での連続延べ労働時間の最大値が100,000時間以上工事は、9点を加点する。 ※「工期」とは、監理技術者又は主任技術者が専任を要する期間をいう。 ※「事故」には、考査項目「8.法令順守等」における「措置内容6.」及び「7.」に該当する事故等（口頭注意以下の措置を講じた工事関係者事故又は公衆災害）は含めない。
	評価	評　点：＿＿＿＿＿点	

※１． 工事特性は、原則として最大２０点の加点評価とする。
ただし、Ⅳ長期工事における安全確保への対応における「17.の理由」による加点及びⅤ短期集中工事における安全確保への対応における「18.の加算する点数」による加点の場合は、２０点を超えて評価できるものとする。(評定点の合計が100点を超える場合もあり得る。)

※２． 評価にあたっては、副監督員及び主任補助監督員等の意見も参考に評価する。

別紙－２⑤

考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（監 督 員 用）

項　　目	細　　別	a	a’	b	b’	c
6. 社 会 性 等	Ⅰ地域への貢献等	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

□ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
（河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。または、国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。）

□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。

□ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

□ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。

□ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。

□ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。

□ ＣＯ２排出削減に資する高炉セメントＢ種又はフライアッシュセメントＢ種を設計図書に規定するコンクリートの種別毎に任意で使用できるセメントの場合において積極的に使用した。
（使用可能数量において、当該セメントを５０％以上使用した場合）

□ ＣＯ２排出削減に資する「ＣＯ２排出低減建設機械」（「ＣＯ２排出低減に資する低燃費型建設機械の指定に関する規程」による認定を国土交通省から受けた型式のもの）を積極的に使用した。
（施工計画、現場搬入機械の安衛則による検査記録等により確認できたもの）

□ その他
内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。

別紙－２⑥

考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（監 督 員 用）

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表
8. 法 令 遵 守 等	

措　置　内　容	点　数
□　1. 資格登録停止３ヶ月以上	－　20 点
□　2. 資格登録停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－　15 点
□　3. 資格登録停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　13 点
□　4. 資格登録停止２週間以上１ヶ月未満	－　10 点
□　5. 文書警告	－　8 点
□　6. 口頭注意	－　5 点
□　7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、口頭注意以上の処分がなかった場合 （もらい事故や交通事故は含まない。）	－　3 点
□　8. その他 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	－　　点
□　9. 項目該当なし	

①　本評価項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。
④　複数の措置内容が存在する場合は、各措置内容に応じた資格登録停止月数を加算して、加算した月数に応じた点数で評価する。
ただし、短期加重措置に基づく措置内容を適用した場合は、短期加重後の措置内容に応じた資格登録停止月数を加算して、加算した月数に応じた点数で評価する。なお、文書警告又は口頭注意もしくは処分無しの場合は点数を加算せず、上位の措置内容の点数で評価する。

【上記で評価する場合の適応事例】（※該当するものに○）

- 1. 入札前に提出した確認資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取などの関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6. 一括下請や技術者の専任違反などの建設業法に違反する事実が判明した。
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により逮捕又は送検された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 工事関係者事故又は公衆災害を起こした。

別紙－２⑦

考査項目別運用表

［ＶＥ提案評価基準］　　（監 督 員 用）

<table>
<tr><th colspan="2">ＶＥ提案に係る評価項目</th><th colspan="2">着　　目　　点</th><th colspan="3">評　　価</th></tr>
<tr><td rowspan="6">共通考査項目</td><td>発注者の主旨の理解度</td><td colspan="2">発注者のニーズを理解した的確な提案である　等</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr>
<tr><td>提案の独創性</td><td colspan="2">新技術・新工法の採用、提案内容の創意工夫　等</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr>
<tr><td>施工計画</td><td colspan="2">安全確保等の信頼性、施工計画・仮設計画の確実性、施工期間の短縮、提案資料等の充実　等</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr>
<tr><td>コスト低減効果</td><td colspan="2">提案工種におけるコスト縮減効果　等</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr>
<tr><td>社会的ニーズへの配慮</td><td colspan="2">環境対策、リサイクルへの取り組み　等</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr>
<tr><td>技術の展開性</td><td colspan="2">今後の類似工事への適用、大きな技術的波及効果　等</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr>
<tr><td colspan="2">個別考査項目</td><td colspan="2">（具体的に記入）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評定結果</td><td colspan="6">提出されたＶＥ提案に関して、提案の独創性・コスト低減効果等を各考査項目から総合的に評価するものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>優</td><td colspan="4">・考査項目にａ判定が２つ以上ある。
・考査項目にａ判定が１つあり、かつｂ判定が３つ以上ある。
・考査項目にａ判定が１つあり、かつｂ判定が２つ以下の場合にも、コスト低減効果の判定がａの場合は、「優」と判定してもよい。</td></tr>
<tr><td></td><td>良</td><td colspan="4">・考査項目にａ判定が１つあり、かつｂ判定が２つ以下である。
・考査項目にｂ判定が２つ以上あり、かつ、ａ判定がない。</td></tr>
<tr><td></td><td>可</td><td colspan="4">・考査項目にａ判定、若しくはｂ判定がない。</td></tr>
</table>

注１）評定は、ＶＥ提案審査会の審査及び各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、３段階に評定を行う。なお、優・良・可の順番に判断するものとする。
　２）個別考査項目は、工事毎に提案内容に応じて設定する。
　３）考査項目におけるａ，ｂ，ｃ評価の判定基準は、『ａ：とても優れている』、『ｂ：優れている』、『ｃ：普通』とする。
　４）該当する考査項目等を評価対象とし評価する。

別紙－２⑧

考査項目別運用表

［ＶＥ提案実施状況評価基準］　　（監 督 員 用）

施工状況等に係る評価項目	着　　目　　点	評　価		
施工状況	提案通りの施工が行われたか 提案部分に係る工程管理が適切であったか 品質確保対策、安全対策等は十分であったか 提案に係る工事記録等が適切に整理されているか　等	a	b	c
施工プロセス	提案に関して監督職員との意思疎通は十分であったか 提案に起因した事故等、問題発生の有無 問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか　等	a	b	c
出来形及び出来ばえ	提案部分の出来形が規格値等を満足しているか 提案部分の品質のばらつきは小さいか 提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか　等	a	b	c
性能の発揮	提案通りの性能が得られたか	a	b	c
（所見記入欄）				

評定結果			
	採用され実施したＶＥ提案に関して、施工状況・施工プロセス等を各考査項目から総合的に評価するものとする。		
		A	・考査項目にａ判定が１つ以上あり、かつＣ判定がない。
		B	・考査項目にｂ判定が１つ以上あり、かつＣ判定がない。
		C	・考査項目にＣ判定が１つ以上ある。

注１）評定は、ＶＥ提案審査会の審査及び各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、３段階に評定を行う。なお、Ａ・Ｂ・Ｃの順番に判断するものとする。
２）所見については、ＶＥ提案等に係る部分に着目し記入する。
３）考査項目におけるａ，ｂ，ｃ評価の判定基準は、『ａ：優れている』、『ｂ：満たしている』、『ｃ：満たされていない』とする。
４）該当する考査項目等を評価対象とし評価する。

別紙－２⑨

考査項目別運用表

［ＶＥ適用工事における評価基準］　　（監 督 員 用）

ＶＥ提案評価	ＶＥ提案実施状況評価	提案及び実施状況に係る総合評価	適　　用
優	A	3 点	提案がとても優れており、実施状況も優れている。
	B	3 点	提案がとても優れており、実施状況が提案内容を満たしている。
	C	2 点	提案はとても優れているが、実施状況が提案を満たされていない。
良	A	3 点	提案は優れており、実施状況も優れている。
	B	2 点	提案は優れており、実施状況が提案内容を満たしている。
	C	1 点	提案は優れているが、実施状況が提案を満たされていない。
可	A	2 点	提案は普通であるが、実施状況が優れている。
	B	1 点	提案は普通であり、実施状況が提案内容を満たしている。
	C	1 点	提案は普通であるが、実施状況が提案を満たされていない。
	--	0 点	提案された内容が評価に値せず採用しなかった場合。
--	--	0 点	提案がされなかった場合。

注１）ＶＥ評価は、ＶＥ提案に係る評価とＶＥ提案の実施状況に係る評価とを総合的に判断し、４段階に評定を行う。

２）ＶＥ評価は、入札時ＶＥ及び契約後ＶＥ共に、当該評価基準で評価を行う。

別紙－３①

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>2.施工状況</td><td>Ⅰ.施工管理</td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 契約書１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
□ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
□ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
□ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。
□ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
□ 検査及び立会いの手続きを事前に行っていることが確認できる。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適正に行っていることが確認できる。
□ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
□ 出来形、品質等の確認体制が確立され、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
□ 工事の関係書類を定められた期日に提出し、不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
□ 工事記録写真撮影要領の管理項目を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　0％ ）＝該当項目数（　0 ）／評価対象項目数（ 12 ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－３②

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主任検査員用）

考査項目	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評価対象項目」の４項目以上が該当す	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評価対象項目」の３項目以上が該当す	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評価対象項目」の３項目以上が該当す	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評価対象項目」の２項目以上が該当す	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	●評価対象項目 □ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。 □ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「施工管理要領」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。 ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。						

造園工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □ 出来形測定結果又は試験結果等が適切にまとめられていることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 工事記録写真等撮影要領の管理項目を満足し、適切に管理していることが確認できる。 □ 支柱工や舗装工等の出来形又は製品の規格値を満足していることが確認できる。 □ 樹木材料の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足していることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・ ａ 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ ａ’ 評価値が70%以上80%未満・・・・・・ ｂ 評価値が60%以上70%未満・・・・・・ ｂ’ 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・ ｃ ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　7) ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙－３③

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>工　種</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="6">3.出来形及び出来ばえ

Ⅰ.出来形</td><td rowspan="2">建築工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表を工夫していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。
□ 出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ 附帯設備の据付及び固定方法を、設計図書又は承諾書通りに施工していることが確認できる。
□ 附帯設備の配管及び配線を、設計図書又は承諾書通りに敷設していることが確認できる。
□ 上記以外の出来形又は製品の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、出来形の確認ができる。
□ 上記以外の出来形又は製品の機能が設計値(設計図書)を満足し、出来形の確認ができる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・・・・・ a
評価値が80％以上90％未満・・・・・・ a’
評価値が70％以上80％未満・・・・・・ b
評価値が60％以上70％未満・・・・・・ b’
評価値が60％未満・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　0％ ）＝該当項目数（　0 ）／評価対象項目数（　9 ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">上記以外の施設工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表を工夫していることが確認できる。
□ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
□ 出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾書通りに施工していることが確認できる。
□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾書通りに敷設していることが確認できる。
□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けていることが確認できる。
□ 用途や流れの方向を表示した名札が、電線管を除く配管の必要部分に分かり易く堅固に取り付けていることが確認できる。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録していることが確認できる。
□ 設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・・・・・ a
評価値が80％以上90％未満・・・・・・ a’
評価値が70％以上80％未満・・・・・・ b
評価値が60％以上70％未満・・・・・・ b’
評価値が60％未満・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　0％ ）＝該当項目数（　0 ）／評価対象項目数（ 16 ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３④

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">土木工事(1/5)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
［コンクリート構造物］
□ コンクリートの品質(強度・w／c・最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験等に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工（かぶり、ピッチ、溶接していないか等）が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 鉄筋の継手（ラップ長、圧接、機械継手等）を適切に施工しており、適切な時期に書類を提出していることが確認できる。
□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ジャンカ・砂すじ等が少なく、かつ適正に補修がなされ、セパレータの後処理も適切に行っていることが確認できる。
□ コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。
□ コンクリートの日常管理（管理図・試験頻度等）を適切に実施していることが確認できる。
□ 非破壊検査を適切に実施していることが確認できる。（基準試験・日常管理試験）
□ 有害なクラックが無い。
□ その他
内容：
理由：
［切盛土工］
□ 雨水による崩落が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ 段切りを施工前に適切に行っていることが確認できる。
□ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。（偏土圧、狭小部の施工）
□ 設計図書に基づきＲＩ計器（透過型ＲＩ水分密度計器）の性能確認試験を受けていることが確認できる。
□ 路床は、プルーフローリング及びたわみ測定試験を適正に実施していることが確認できる。
□ 削り取った土砂（表土）を有用表土として使用する場合、不適当材料や有害な物質を含まないよう施工を適正に行っていることが確認できる。
□ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ のり面に有害な亀裂が無い。
□ 用・排水構造物の底部が滑らかで一様な勾配が保たれ、埋め戻し部も周辺地盤と同等以上の支持力があり、雨水による侵食がないことが確認できる。
□ 切土のり面（のり肩）のラウンディング処理を適正に実施していることが確認できる。
□ 軟弱地盤上の盛土において、動態観測結果を的確に施工に反映していることが確認できる。
□ 構造物支持地盤の排水処理を適切に行っていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：</td></tr>
</table>

別紙－３⑤

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">土木工事(2/5)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
［のり面工］
【共通】
□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特にのり枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)
□ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ 盛土の施工にあたり、のり面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
【種吹付工、植生基材吹付工関係】
□ のり面調査（土壌調査、のり面構造調査など）を実施しており、その結果を施工に反映していることが確認できる。
□ ネットなどの継目が１目半以上重ね合わせてあり、境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
□ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 金網の継目が１目半以上重ね合わせてあり、境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
□ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□ 吹付けを２層以上に分けて行う場合、２層目を１時間以内に吹付けていることが確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 水抜孔の施工が適正であることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
【現場打ち枠工及び吹付のり枠工（コンクリート枠工含む）関係】
□ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 枠の鉄筋の下に空洞がないことが確認できる。
□ 打継ぎ目は横梁の中央に設けており、継目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を適切に行っていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
【切土補強土工関係】
□ 使用する材料の種類、品質等及び施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 急勾配掘削の場合、動態観測を設計図書に基づき実施しており、観測結果を的確に施工に反映していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：</td></tr>
</table>

別紙－３⑥

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	土木工事(3/5)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ［基礎工事及び地盤改良工事］ 【既成杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒等）】 □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 杭の打止め管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 杭の現場溶接継手の施工及び品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： 【場所打ち杭関係】 □ 支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。 □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が設計図書を満足していることが確認できる。 □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリートの打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの余盛や杭頭の処理が適切で、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり、脱落、変形、ゆるみがなく適切に設置されていることが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： 【ケーソン関係】 □ 刃口の据付が適切であることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリートの打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： 【地盤改良工事】 □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ その他 内容： 理由：						

別紙－３⑦

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	土木工事(4/5)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ［地すべり対策工（抑止杭・集水井戸工事を含む）］ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 □ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： ［トンネル工］ □ ロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図書に基づき計測管理を行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 □ 金網の継目を１目以上重ね合わせていることが確認できる。 □ 吹付けコンクリートの施工は、掘削後入念に浮石等を除いた後に直ちに施工し、一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 □ 吹付けコンクリート施工面の湧水処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 吹付けコンクリートを打継ぎする場合は、すでに吹付けてある面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 □ 吹付け面が平滑に仕上がっていることが確認できる。 □ ロックボルトの充てん材が十分に充てんされ、挿入・締付け（ネジ山の残長）が適切に行われ、プレートが正しくセットされていることが確認できる。 □ 防水シート施工面は、ロックボルト等突起物にモルタルや保護マットなど保護材で防護対策を行っていることが確認できる。 □ 覆工コンクリートの打継目の処理は、切欠き構造となっていることが確認できる。 □ 覆工コンクリート型枠脱型時期を実際の養生条件と合わせた供試体を用いて強度試験を実施して決定していることが確認できる。 □ 覆工コンクリートは、型わくと吹付けコンクリートとの間に空隙がないことが確認できる。 □ 排水工は湧水状況を確認し、適切に設置されていることが確認できる。 □ その他 内容： 理由：						

別紙－３⑧

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td>土木工事(5/5)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

●評価対象項目

［護岸・根固・水制工］
- □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
- □ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いように行っていることが確認できる。
- □ 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
- □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- □ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
- □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他

内容：

理由：

［海岸工］
- □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
- □ 転倒や崩壊等が無いようにコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
- □ 捨石基礎の敷均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
- □ 工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
- □ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- □ その他

内容：

理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%　)＝該当項目数(　０　)／評価対象項目数(134)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr>
<tr><td>５０％以下</td><td>８０％以下</td><td>８０％を超える</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０％以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>７５％以上９０％未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>６０％以上７５％未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>６０％未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑨

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">舗装工事(1/2)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
［路盤工関係］
□ 設計図書に基づき、路盤準備工の材料試験、路盤準備工及びプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□ 設計図書に基づき路盤の本施工時に日常管理試験を実施しており、路盤の品質（締固め度、たわみ）が確認できる。
□ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工し、混合物の含水比、セメント量等が整理､記録されていることが確認できる。
□ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ 路盤工において、端部、狭小部の締固めを十分に行っていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［アスファルト舗装工関係］
□ プラントにおける材料保管状況が良好であることが確認できる。
□ 設計図書に基づき施工前に材料試験、配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。
□ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ プラント出荷時・現場到着時・舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ 各層の継目の位置を、設計図書に定められた数値以上ずらしていることが確認できる。
□ 継目又は構造物との接触面をよく清掃したのちにタックコートを行っていることが確認できる。
□ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□ 瀝青材散布量が監督員の指示どおりで、整理・記録されていることが確認できる。
□ 締固め度が設計図書の仕様を満足し、整理・記録されていることが確認できる。
□ 路面切削を適切に行っていることが確認できる。
□ 舗装廃材が設計図書に基づき適切に処理されてることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［床版防水工関係］
□ 施工面の清掃を行っていることが確認できる。
□ 施工後の養生を行っていることが確認できる。
□ シート系防水材の重ね合わせが確実に行われていることが確認できる。
□ 塗布系防水材の温度及び使用量の管理が確実に行われていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	舗装工事(2/2)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

［コンクリート舗装工関係］

- □ コンクリートの品質(強度・w／c・最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験等に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法及び養生方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ 材料が分離しないようにコンクリートを敷き均していることが確認できる。
- □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないように保管していることが確認できる。
- □ その他

内容：

理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　31)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑪

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">ＰＣ橋、鋼橋上部工工事(1/2)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
［コンクリート工関係］
□ コンクリートの品質(強度、ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験等に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。
□ コンクリートの日常管理（管理図・試験頻度等）を適切に実施していることが確認できる。
□ 非破壊検査を適切に実施していることが確認できる。（基準試験・日常管理試験）
□ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
□ 鉄筋の引張強度・曲げ強度及び必要により曲げ戻し試験の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 圧接作業が適正であることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ジャンカ・砂すじ等が少なく、かつ適正に補修がなされ、セパレータの後処理も適切に行っていることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ 微細なクラックに対しても、適正な処理がなされている。
□ その他
内容：
理由：
［ＰＣ工関係］
□ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 緊張に使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［工場製作関係］
□ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□ 溶接作業が適正であることが確認できる。
□ 溶接作業にあたり、溶接作業の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
□ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装管理者の立会のもと施工していることが確認できる。
□ 素地調整のブラスト処置後、２時間以内に塗装していることが確認できる。
なお、温度、湿度が管理されている屋内である場合は４時間以内であることが確認できる。
□ 設計図書に基づき作業管理（状況）記録を提出し、適正に作業が行われていることが確認できる。
□ 塗料の品質が品質規格証明書及び抜取検査証明書により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">ＰＣ橋、鋼橋上部工工事(2/2)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">［架設関係］
□ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ 高力ボルトの締め付け方法が適切であることが確認できる。
□ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
□ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有することを確認していることが確認できる。
□ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ 現場塗装において、塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［付属物関係］
□ 橋梁付属物（支承・伸縮装置・排水装置・検査路）の保管を適切に行っていることが確認できる。
□ 橋梁付属物（支承・伸縮装置・排水装置・検査路）の品質が適正であることが確認できる。
□ 橋梁付属物の防錆処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 伸縮装置の据付け時の遊間量を適正に管理していることが確認できる。
□ 後打ちコンクリートの管理を適正に行っていることが確認できる。
□ アンカーの施工位置が適正であることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%　)＝該当項目数(　0　)／評価対象項目数(　51　)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
（下表参照）
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
評価値	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
評価値	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
評価値	６０％未満	b’	c	c	c

別紙－３⑬

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">塗装工事</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装管理者の立会のもと施工していることが確認できる。
□ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□ 天候状況の確認、気温及び湿度等の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□ 設計図書に基づき作業管理（状況）記録を提出し、適正に作業が行われていることが確認できる。
□ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□ 塗料の品質が品質規格証明書及び抜取検査証明書により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　　0%　)＝該当項目数(　　0　)／評価対象項目数(　10　)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr>
<tr><td>５０%以下</td><td>８０%以下</td><td>８０%を超える</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>７５%以上９０%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>６０%以上７５%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>６０%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	区画線工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ 設計図書に基づく試験施工を実施し、本施工が試験施工を行った機械、塗料、施工条件（気象条件、走行速度、路面状態など）で実施されていることが確認できる。
□ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ 区画線の材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　6)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	のり面処理工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

［共通］

□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特にのり枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
□ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ 盛土の施工にあたり、のり面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ 既設のり面の健全度を調査し、施工に反映していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

［種子吹付工、植生基材吹付工関係］

□ のり面調査（土壌調査、のり面構造調査など）を実施しており、その結果を施工に反映していることが確認できる。
□ ネットなどの継目が１目半以上重ね合わせてあり、境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

［コンクリート又はモルタル吹付工関係］

□ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 金網の継目が１目半以上重ね合わせてあり、境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
□ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□ 吹付けを２層以上に分けて行う場合、２層目を１時間以内に吹付けていることが確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 水抜孔の施工が適正であることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　22)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	防護さく工事	（下記参照）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

- □ 防護柵の設置基準・同解説(日本道路協会)及び、車両用防護柵標準仕様・同解説(日本道路協会)、視線誘導標標準図集等の規定を満足していることが確認できる。
- □ 使用材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。
- □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いように施工していることが確認できる。
- □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定のケーブルの初期緊張を導入していることが確認できる。
- □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- □ ベースプレート支柱のアンカーの施工が適切に行われていることが確認できる。
- □ 溶融亜鉛めっきの防錆処理に損傷を与えていないこと、もし、損傷を与えた場合には適切な対応を行っていることが確認できる。
- □ 継ぎ手ボルトの締め付け確認が実施されていることが確認できる。
- □ その他

内容：

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　11)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	遮音壁工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ 使用材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。
□ 鋼管ぐいの貫入不能時の処理等が適切に行われていることが施工記録で確認できる。
□ 基礎工の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いように施工していることが確認できる。
□ 床掘りの仕上り面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□ 溶融亜鉛めっきの防錆処理を損傷することのない適切な施工が確認できる。
□ 透光性遮音板の設置にあたって損傷することのない適切な施工が確認できる。
□ 遮音板が隙間を生じないように支柱に固定されていることが確認できる。
□ 落下防止ワイヤーにねじれがなく、適切な余長の確保が確認できる。
□ その他

内容：

理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%　)＝該当項目数(　０　)／評価対象項目数(　11　)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	標識工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 設計要領第５集標識設置要領等の規定を満足していることが確認できる。
- □ 使用材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 板・シートの加工は、仕様書に定められたとおりであることが確認できる。
- □ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。
- □ 床掘りの仕上り面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □ 基礎工の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いように施工していることが確認できる。
- □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ 溶融亜鉛めっきの防錆処理を損傷することのない適切な施工が確認できる。
- □ 継手ボルトが適切に締付けられていることが確認できる。
- □ その他

　内容：

　理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　10)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	トンネル内装板工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 設計図書に基づき内装工の材料の基準試験及び定期試験を実施しており、品質が確認できる。
- □ 部材表面に傷等がないことが確認できる。
- □ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。
- □ 覆工面は、直張りの前に水洗いを行い、ほこり等を除去していることが確認できる。
- □ 接着剤の塗り付けがクシ目ゴテにより施工していることが確認できる。
- □ 目地材は、目地用モルタルを目地ごとに詰め込み、目違い及びこてむらのないように施工していることが確認できる。
- □ タイルの上端及び横端部にシーリング材を三角に施工しいることが確認できる。
- □ その他

内容：

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　８)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３⑳

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">造園工事</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 土壌硬度調査及び土壌試験（ＰＨ）、現場透水試験を実施し施工に反映していることが確認できる。
□ 活着が促されるように管理していることが確認できる。
□ 樹木などに損傷､鉢くずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。
□ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
□ 根茎の状態が良好な材料を使用していることが確認できる。
□ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っており、植栽箇所に応じた樹木の向きや樹形となっていることが確認できる。
□ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥していることが確認できる。
□ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
□ 支柱・添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
□ 樹木名標板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
□ 芝生は雑草の混入がない材料を使用していることが確認できる。
□ 芝生、マルチング、植栽箇所などの施工箇所に不陸や滞水がないことが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が９０％以上・・・・・・・・ a
評価値が８０％以上９０％未満・・・ a’
評価値が７０％以上８０％未満・・・ b
評価値が６０％以上７０％未満・・・ b’
評価値が６０％未満・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(13)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－３[21]

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	建築工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

[躯体工事]

□ 材料・製品の品質・性能が、証明書・試験成績書等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 材料の品質確認記録の内容が整理され、適切であることが確認できる。
□ 品質管理方法が施工計画書等で明確に記載されており、それに基づいた管理を実施している。
□ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の内容が、適切であることが確認できる。
□ 施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
□ その他
　内容：
　理由：

[仕上工事]

□ 材料・製品の品質・性能が、証明書・試験成績書等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 材料の品質確認記録の内容が整理され、適切であることが確認できる。
□ 品質管理方法が施工計画書等で明確に記載されており、それに基づいた管理記録が確認できる。
□ 施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
□ その他
　内容：
　理由：

[設備工事]

□ 機材の品質・性能が、証明書・試験成績書等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 機材の品質確認記録の内容が整理され、適切であることが確認できる。
□ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の内容が整理され、適切であることが確認できる。
□ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 施工の品質が施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
□ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示又は防護等が明確で解りやすい。
□ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□ 配線、配管を承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ その他
　内容：
　理由：

●判断基準

評価値が９０％以上・・・・・・・・　a
評価値が８０％以上９０％未満・・・　a’
評価値が７０％以上８０％未満・・・　b
評価値が６０％以上７０％未満・・・　b’
評価値が６０％未満・・・・・・・・　c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　21)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３[22]

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	上記以外の施設工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 設備、機器の品質、機能及び性能が成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認していることが確認できる。
- □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認していることが確認できる。
- □ 設備全体としての運転性能が、所定の能力を満足していることが確認できる。
- □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
- □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
- □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
- □ 設備の取扱い説明書を工夫していることが確認できる。
- □ 中央局設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。
- □ 配線、配管を承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
- □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。
- □ 平常時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
- □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
- □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
- □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- □ 回転部や高温部、充電部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
- □ 溶接管理基準の品質管理項目について規定値を満足している。
- □ 塗装管理基準の品質管理項目について規定値を満足している。
- □ その他

内容：

理由：

●判断基準

評価値９０％以上・・・・・・・・・・ a
評価値が８０％以上９０％未満・・・ a’
評価値が７０％以上８０％未満・・・ b
評価値が６０％以上７０％未満・・・ b’
評価値が６０％未満・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(22)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－３[23]

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td rowspan="2">耐震補強工事
（1/2）</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
[関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験]
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
[コンクリート巻立工関係]
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 監督員の指示事項又は設計図書に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ コンクリートの品質（強度、w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート打設時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
□ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 圧接作業が適正であることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 設計図書に基づきコンクリート構造物の非破壊試験（圧縮、鉄筋かぶり）を実施しており、規格値を満足していることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ その他
内容：
理由：
[鋼板巻立工関係]
【工場製作関係】
□ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□ 溶接作業が適正であることが確認できる。
□ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装管理者の立会のもと施工していることが確認できる。
□ 素地調整のブラスト処置後、２時間以内に塗装していることが確認できる。
なお、温度、湿度が管理されている屋内である場合は４時間以内であることが確認できる。
□ 塗料の品質が品質規格証明書及び抜取検査証明書により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 塗装作業において、設計図書に基づき作業管理（状況）記録を提出し、適正に作業が行われていることが確認できる。
□ 溶接部の不合格率が低く、また、補修が適正であることが確認できる。
【架設関係】
□ 現場溶接の施工及び品質管理が適正であることが確認できる。
□ 溶接部の不合格率が低く、また、補修が適正であることが確認できる。
【現場塗装関係】
□ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装管理者の立会のもと施工していることが確認できる。
□ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ 現場塗装において、塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。
□ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
【その他】
□ その他
内容：
理由：</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	耐震補強工事 （2/2）						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

［繊維巻立工関係］
- □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- □ 監督員の指示事項又は設計図書に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- □ 施工計画書の内容及び現場の施工が提出された性能証明書の施工条件、施工方法、施工管理方法などを満足していることが確認できる。
- □ 繊維シートを施工するにあたり、施工面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ 既設コンクリート表面処理を入念に実施していることが確認できる。
- □ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件を整理・記録していることが確認できる。
- □ 品質形状が均一で、設計図書等との確認ができ、証明書等を整備していることが確認できる。
- □ 試験結果がよく、所定の能力を満足していることが確認できる。
- □ 自社の品質向上に向けた取り組みがみられることが確認できる。
- □ その他

内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［構造物掘削工関係］
- □ 構造物周辺の締め固め等の処理（狭小部の施工）を適正に行っていることが確認できる。
- □ 構造物掘削床付け面の排水（釜場設置等）を適切に実施していることが確認できる。
- □ その他

内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　0%　）＝該当項目数（　０　）／評価対象項目数（　45　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	はく落対策工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験] ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 繊維シートを施工するにあたり、施工面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ ブラスト・ＷＪを入念に実施していることが確認できる。
- □ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件を整理・記録していることが確認できる。
- □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- □ 塗膜に有害な付着物がないことが確認できる。
- □ 品質形状が均一で、設計図書等との確認ができ、証明書等を整備していることが確認できる。
- □ 機能について、設計図書等との適正が確認でき、その証明書等を整備していることが確認できる。
- □ 全体として性能（現地試験結果）がよく、所定の能力を満足していることが確認できる。
- □ 完成図書において、機能（性能）が容易に判別できる資料等を整備していることが確認できる。
- □ 自社の品質向上に向けた取り組みがみられることが確認できる。
- □ はつり処理では鋼材に損傷を与えないとともに断面修復に支障とならない平坦性を確保していることが確認できる。
- □ 断面補修においては既設コンクリートと一体化し、所定の機能を有していることが確認できる。
- □ その他

内容：

理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　13)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a'	b	b
	７５％以上９０％未満	a'	b	b'	b'
	６０％以上７５％未満	b	b'	c	c
	６０％未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。 （主任検査員用）

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

3. 出来形及び出来ばえ

Ⅲ. 出来ばえ

土木工事

●評価対象項目

［コンクリート構造物、トンネル工、海岸工］
- □ コンクリート構造物の表面状態が良い。
- □ コンクリート構造物の通りが良い。
- □ 天端、端部及び打継ぎ目の仕上げが良い。
- □ クラックがない。
- □ 漏水がない。
- □ 全体的な美観が良い。

［切盛土工］
- □ 仕上げが良い。
- □ 通りが良い。
- □ 規定された勾配が確保されている。
- □ のり面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。
- □ 天端及び端部の仕上げが良い。
- □ 用排水工等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がされている。
- □ 構造物へのすりつけなどが良い。
- □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
- □ 全体的な美観が良い。

［のり面工］
- □ 通りが良い。
- □ 植生、吹付等の状態が均一である。
- □ 端部処理が良い。
- □ 全体的な美観が良い。

［基礎工及び地盤改良工］
- □ 土工関係の仕上げが良い。
- □ 通りが良い。
- □ 天端及び端部の仕上げが良い。
- □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
- ※ 地盤改良工はｃ評価とする。

［地すべり対策工］
- □ 地山との取合いが良い。
- □ 天端及び端部の仕上げが良い。
- □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
- □ 全体的な美観が良い。

［護岸・根固・水制工］
- □ 通りが良い。
- □ 材料のかみ合わせがよく、クラックがない。
- □ 天端及び端部の仕上げが良い。
- □ 既設構造物とのすりつけが良い。
- □ 全体的な美観が良い。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　32)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

評価値	８０%以上	a
	６０%以上８０%未満	b
	４０%以上６０%未満	c
	４０%未満	d

舗装工事

●評価対象項目

［共通］
- □ 舗装の平坦性が良い。
- □ 構造物の通りが良い。
- □ 端部処理が良い。
- □ 構造物へのすりつけ等が良い。
- □ 雨水処理が良い。
- □ 全体的な美観が良い。

［アスファルト舗装］
- □ ローラーマークがなく平坦性が良い。
- □ 高機能舗装の空隙がつぶれてなく均一な路面になっている。

［コンクリート舗装］
- □ 天端、端部及び打継ぎ目の仕上げが良い。
- □ コンクリート構造物が瀝青材等によって汚れていない。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　10)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

評価値	８０%以上	a
	６０%以上８０%未満	b
	４０%以上６０%未満	c
	４０%未満	d

別紙－３[27]

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	ＰＣ橋上部工工事	●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 床版面の平坦性が良い。 □ ＰＣ鋼材緊張後の後処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　９) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	鋼橋工事	●評価対象項目 □ 表面に補修箇所が無い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 床版面の平坦性が良い。 □ 全体的な美観が良い。	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　６) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所が無い。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　５) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	区画線工事	●評価対象項目 □ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　５) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	のり面処理工事	●評価対象項目 □ 植生、吹付等が均一で仕上がりが良い。 □ のり肩・のり尻と地山等とのすりつけ等、端部処理や通りが良い。 □ コンクリート構造物の表面状態、通り、施工目地等の仕上がりが良い。 □ 排水処理が適正に施工されている。 □ 全体的な美観が良い。	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　５) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	防護さく工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　６) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	遮音壁工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ 土工処理及び植栽との取り合い等きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　６) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	標識工事	●評価対象項目 □ 設置位置に配慮がある。 □ 標識の向き並びに角度及び支柱の通りが良い。 □ 標識板及び支柱に変色がない。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　５) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０%以上：a ６０%以上８０%未満：b ４０%以上６０%未満：c ４０%未満：d
	トンネル内装板工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆が無い。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　５) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０%以上：a ６０%以上８０%未満：b ４０%以上６０%未満：c ４０%未満：d
	造園工事	●評価対象項目 □ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 植物材料の特性を理解し、各所の納め方や建築物等とのバランスが良い。 □ 寄植え、生垣、列植の高さ調整が出来ている。 □ 園路舗装は平坦に保たれ、付属物等との高さ調整が出来ている。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　７) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０%以上：a ６０%以上８０%未満：b ４０%以上６０%未満：c ４０%未満：d

別紙－３[29]

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>工　種</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td></tr>
<tr><td>3.出来形及び出来ばえ

Ⅲ.出来ばえ</td><td></td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td>建築工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
□ 関連工事(工種)または既存部分との調整がなされ調和が良い仕上げである。
□ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮がされている。
□ 仕上がりの状態が良好で傷、錆、汚れ、色むら等がない。
□ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ コンクリート構造物の表面状態、通り、施工継目及び端部の仕上げが良い。
□ コンクリート構造物にクラック、漏水がない。
□ コンクリート打設前の配筋・型枠は整然と組立てられている。
□ アンカーボルト等が適切かつバランスよく施工されている。
□ 躯体鉄骨は精度よく組み立てられている。
□ 錆止め塗装は塗膜の損傷がなく、仕上げよく施工されている。
□ 仕上げ材は凹凸がなく、入隅・出隅部とも精度良く施工されている。
□ 開口部はがたつき・ばたつきがなく、円滑に開閉できている。
□ 段差処理は仕上げよく施工されている。
□ 付帯設備は堅牢かつ確実に取り付けられている。
□ 配管・配線は種別毎に適切かつ整然と施工されている。
□ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能性が良い。
□ 近傍の設備などと干渉がない。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　18)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値　８０%以上：a
評価値　６０%以上８０%未満：b
評価値　４０%以上６０%未満：c
評価値　４０%未満：d</td></tr>
<tr><td></td><td>上記以外の施設工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ きめ細やかな施工がなされている。
□ 諸設備の据付けに傾斜がなく通りが良い。
□ 諸設備が堅牢かつ確実に据付けられている。
□ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
□ 部材表面に傷、錆、汚れがない。
□ 関連工事(工種)または既存部分との調整がなされ調和が良い仕上げである。
□ 公共物として、安全の確保、環境及び維持管理への配慮がなされている。
□ 溶融亜鉛メッキ処理の全体的な美観が良い。
□ 溶融亜鉛メッキ処理により材料に歪が無い又は少ない。
□ コンクリート構造物の表面状態、通り、施工継目及び端部の仕上げが良い。
□ コンクリート基礎と埋め戻し土のすりつけ、取り合いが適切に施工されている。
□ 配管・配線は種別毎に適切かつ整然と施工されている。
□ アンカーボルト等が適切かつバランスよく施工されている。
□ 機器承諾図・施工図等に従い整然と製作・施工されている。または、整然と施工されることが施工計画書・機器承諾図・施工図等で確認できる。
□ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能性が良い。
□ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ 近傍の設備などと干渉がない。
□ （バックアップがある場合）障害時に所定の時間内に切り替わる。
□ 運転時の騒音が規定範囲内に収まっている。
□ 異なるメーカーの機器間でも通信が成立する。
□ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
□ 全体的な美観が良い。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　22)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値　８０%以上：a
評価値　６０%以上８０%未満：b
評価値　４０%以上６０%未満：c
評価値　４０%未満：d</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（しゅん功検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3. 出来形及び出来ばえ
Ⅲ. 出来ばえ</td><td>耐震補強工事
［コンクリート巻立工］</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 施工継目及び端部の仕上げが良い。
□ コンクリート構造物にクラックがない。
□ コンクリート構造物に漏水がない。
□ 細部に渡り細心の注意が払われ、きめ細やかな施工がされている。
□ 全体的な美観が良い。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　0%）＝該当項目数（　０）／評価対象項目数（　７）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値：８０％以上 a／６０％以上８０％未満 b／４０％以上６０％未満 c／４０％未満 d</td></tr>
<tr><td>耐震補強工事
［鋼板巻立工］</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ 部材表面に傷及び錆が無い。
□ 溶接に均一性がある。
□ 塗装に均一性がある。
□ 細部まできめ細かな施工がされている。
□ 補修箇所が無い。
□ 表面処理の施工状況が良好である。
□ 全体の美観が良い。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　0%）＝該当項目数（　０）／評価対象項目数（　７）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値：８０％以上 a／６０％以上８０％未満 b／４０％以上６０％未満 c／４０％未満 d</td></tr>
<tr><td>耐震補強工事
［繊維巻立工］</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ 塗装に均一性がある。
□ 細部まできめ細かな施工がされている。
□ 補修箇所が無い。
□ 表面処理の施工状況が良好である。
□ 全体の美観が良い。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　0%）＝該当項目数（　０）／評価対象項目数（　５）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値：８０％以上 a／６０％以上８０％未満 b／４０％以上６０％未満 c／４０％未満 d</td></tr>
<tr><td>はく落対策工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ 塗装に均一性がある。
□ 細部まできめ細かな施工がされている。
□ 補修箇所が無い。
□ 表面処理の施工状況が良好である。
□ 全体の美観が良い。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　0%）＝該当項目数（　０）／評価対象項目数（　５）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値：８０％以上 a／６０％以上８０％未満 b／４０％以上６０％未満 c／４０％未満 d</td></tr>
</table>

別紙－３－２①

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>2. 施工状況</td><td>Ⅰ. 施工管理</td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 契約書１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
□ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
□ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
□ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。
□ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
□ 検査及び立会いの手続きを事前に行っていることが確認できる。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適正に行っていることが確認できる。
□ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
□ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員に説明し、証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。
□ 出来形、品質等の確認体制が確立され、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
□ 工事の関係書類を定められた期日に提出し、不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
□ 工事記録写真撮影要領の管理項目を満足していることが確認できる。
□ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。
□ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
□ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理が適切に実施されている。
□ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理が適切に実施されている。
□ 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　18)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th colspan="2">a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="5">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅰ. 出来形</td><td colspan="2">□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評価対象項目」の４項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評価対象項目」の３項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評価対象項目」の３項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評価対象項目」の２項目以上が該当する。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="6">●評価対象項目
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「施工管理要領」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">造園工事</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td colspan="5">●評価対象項目
□ 出来形測定結果又は試験結果等が適切にまとめられていることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 工事記録写真等撮影要領の管理項目を満足し、適切に管理していることが確認できる。
□ 支柱工や舗装工等の出来形又は製品の規格値を満足していることが確認できる。
□ 樹木材料の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b
評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　７)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３－２③

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅰ. 出来形</td><td rowspan="2">建築工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 鉄骨の建方精度について、管理基準値内に納まっていることが建入検査記録結果により確認できる。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ 附帯設備の据付及び固定方法を、設計図書又は承諾書通りに施工していることが確認できる。
□ 附帯設備の配管及び配線を、設計図書又は承諾書通りに敷設していることが確認できる。
□ 上記以外の出来形又は製品の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、出来形の確認ができる。
□ 上記以外の出来形又は製品の機能が設計値(設計図書)を満足し、出来形の確認ができる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b
評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%）＝該当項目数(　0　)／評価対象項目数(　9　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">上記以外の施設工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表を工夫していることが確認できる。
□ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真又は立会検査結果で的確に判断できる。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾書通りに施工していることが確認できる。
□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾書通りに敷設していることが確認できる。
□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けていることが確認できる。
□ 用途や流れの方向を表示した名札が、電線管を除く配管の必要部分に分かり易く堅固に取り付けていることが確認できる。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめており、出来形の確認ができる。
□ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめており、出来形の確認ができる。
□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録していることが確認できる。
□ 機器承諾時における製品の検査結果が設計値（設計図書）を満足していることが確認できる。
□ 機器完成時における製品の検査結果が設計値（設計図書）を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a’
評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b
評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b’
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%）＝該当項目数(　0　)／評価対象項目数(　17　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－３－２④

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">土木工事(1/5)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
［コンクリート構造物］
□ コンクリートの品質(強度・w／c・最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験等に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工（かぶり、ピッチ、溶接していないか等）が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 鉄筋の継手（ラップ長、圧接、機械継手等）を適切に施工しており、適切な時期に書類を提出していることが確認できる。
□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 型枠を適切に保管していることが確認できる。
□ 型枠を適切に設置（清掃、損傷、隙間、段差等はないか）していることが確認できる。
□ ジャンカ・砂すじ等が少なく、かつ適正に補修がなされ、セパレータの後処理も適切に行っていることが確認できる。
□ コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。
□ コンクリートの日常管理（管理図・試験頻度等）を適切に実施していることが確認できる。
□ 非破壊検査を適切に実施していることが確認できる。（基準試験・日常管理試験）
□ クラックがある場合、計測等を適切に行っていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［切盛土工］
□ 雨水による崩落が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ 段切りを施工前に適切に行っていることが確認できる。
□ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。（偏土圧、狭小部の施工）
□ 設計図書に基づきＲＩ計器（透過型ＲＩ水分密度計器）の性能確認試験を受けていることが確認できる。
□ 路床は、プルーフローリング及びたわみ測定試験を適正に実施していることが確認できる。
□ 削り取った土砂（表土）を有用表土として使用する場合、不適当材料や有害な物質を含まないよう施工が適正に行っていることが確認できる。
□ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ のり面に有害な亀裂が無い。
□ 用・排水構造物を適切な時期に施工していることが確認できる。
□ 用・排水構造物の底部が滑らかで一様な勾配が保たれ、埋め戻し部も周辺地盤と同等以上の支持力があり、雨水による侵食がないことが確認できる。
□ 切土のり面（のり肩）のラウンディング処理を適正に実施していることが確認できる。
□ 軟弱地盤上の盛土において、動態観測結果を的確に施工に反映していることが確認できる。
□ 構造物掘削床付け面の排水（釜場設置等）を適切に実施していることが確認できる。
□ 構造物掘削勾配を適切に取っていることが確認できる。
□ 補強土壁工の壁面材にはらみ、傾斜等がないことが確認できる。
□ 材料変化に対応した基準試験を実施していることが確認できる。
□ 土工日常管理週報を提出しており、材料変化に注視して管理を行っていることが確認できる。
□ 構造物施工管理図を整理しており、盛土高さの管理をしていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：</td></tr>
</table>

別紙－３－２⑤

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　　　　　　　　　　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	土木工事(2/5)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 ［のり面工］ 【共通】 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特にのり枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 □ 盛土の施工にあたり、のり面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： 【種吹付工、植生基材吹付工関係】 □ のり面調査（土壌調査、のり面構造調査など）を実施しており、その結果を施工に反映していることが確認できる。 □ ネットなどの継目が１目半以上重ね合わせてあり、境界に隙間が生じていないことが確認できる。 □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 金網の継目が１目半以上重ね合わせてあり、境界に隙間が生じていないことが確認できる。 □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 □ 吹付けを２層以上に分けて行う場合、２層目を１時間以内に吹付けていることが確認できる。 □ 吹付コンクリート又はモルタルの日常管理が適切に行われている。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 水抜孔の施工が適正であることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： 【現場打ち枠工及び吹付のり枠工（コンクリート枠工含む）関係】 □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 枠の鉄筋の下に空洞がないことが確認できる。 □ 打継ぎ目は横梁の中央に設けており、継目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を適切に行っていることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： 【切土補強土工関係】 □ 使用する材料の種類、品質等及び施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 急勾配掘削の場合、動態観測を設計図書に基づき実施しており、観測結果を的確に施工に反映していることが確認できる。 □ その他 内容： 理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

別紙－３－２⑥

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	土木工事(3/5)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。 ●評価対象項目 ［基礎工事及び地盤改良工事］ 【既成杭関係（ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼管・鋼管井筒等）】 □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 杭の打止め管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 杭の現場溶接継手の施工及び品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： 【場所打ち杭関係】 □ 支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が設計図書を満足していることが確認できる。 □ 鉄筋かごの保管を適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋かごの建込み管理を適切に行っいることが確認できる。 □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリートの打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの余盛や杭頭の処理が適切で、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり、脱落、変形、ゆるみがなく適切に設置されていることが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： 【ケーソン関係】 □ 刃口の据付が適切であることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリートの打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： 【地盤改良工事】 □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ その他 内容： 理由： ［地すべり対策工（抑止杭・集水井戸工事を含む）］ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 □ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 □ その他 内容： 理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">土木工事(4/5)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
［トンネル工］
□ 坑内の仮排水処理を適切に行っていることが確認できる。（路面排水、土べらからの距離等）
□ ロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
□ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 設計図書に基づき計測管理を行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
□ 金網の継目を１目以上重ね合わせていることが確認できる。
□ 吹付けコンクリートの施工は、掘削後入念に浮石等を除いた後に直ちに施工し、一層の厚さが１５ｃm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□ 吹付けコンクリート施工面の湧水処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 吹付けコンクリートを打継ぎする場合は、すでに吹付てある面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□ 吹付け面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ ロックボルトの角度及び間隔を適切に施工していることが確認できる。
□ ロックボルトの充てん材が十分に充てんされ、挿入・締付け（ネジ山の残長）が適切に行われ、プレートが正しくセットされていることが確認できる。
□ 防水シート施工面は、ロックボルト等突起物にモルタルや保護マットなど保護材で防護対策を行っていることが確認できる。
□ 防水シート接合部の溶着管理を行っていることが確認できる。
□ 覆工コンクリートの配筋を適切に施工していることが確認できる。
□ 覆工コンクリートの打継目の処理は、切欠き構造となっていることが確認できる。
□ 鋼アーチ支保工のフランジ部等に空隙がなく施工していることが確認できる。
□ 覆工コンクリート型枠脱型時期を実際の養生条件と合わせた供試体を用いて強度試験を実施して決定していることが確認できる。
□ 覆工コンクリートは、型わくと吹付けコンクリートとの間に空隙がないことが確認できる。
□ インパート埋戻しを適切に管理し施工していることが確認できる。
□ 排水工は湧水状況を確認し、適切に設置されていることが確認できる。
□ 中央排水工及び横断排水工のモデル施工を実施していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	土木工事(5/5)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

［護岸・根固・水制工］

- □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
- □ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いように行っていることが確認できる。
- □ 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
- □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- □ 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
- □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他

  内容：

  理由：

［海岸工］

- □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
- □ 転倒や崩壊等が無いようにコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
- □ 捨石基礎の敷均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
- □ 工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
- □ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- □ その他

  内容：

  理由：

> ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
> ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
> ③　評価値(　　0%　)＝該当項目数(　　0　)／評価対象項目数(　152　)
> ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３－２⑨

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td rowspan="2">舗装工事(1/2)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
［路盤工関係］
□ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。
□ 現場に適合した試験施工を行い、本施工に反映していることが確認できる。
□ 材料運搬時の乾燥対策を行い、所定時間内に転圧が完了していることが確認できる。
□ 転圧回数や管理目標の明示等、適切な転圧の管理を行っていることが確認できる。
□ 設計図書に基づき、路盤準備工の材料試験、路盤準備工及びプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□ 設計図書に基づき路盤の本施工時に日常管理試験を実施しており、路盤の品質（締固め度、たわみ）が確認できる。
□ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工し、混合物の含水比、セメント量等が整理､記録されていることが確認できる。
□ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ 路盤工において、端部、狭小部の締固めを十分に行っていることが確認できる。
□ 路盤完了後、遅滞なく瀝青材を散布していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［アスファルト舗装工関係］
□ プラントにおける材料保管状況が良好であることが確認できる。
□ 設計図書に基づき施工前に材料試験、配合試験及び試験練りを実施していることが確認できる。
□ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ プラント出荷時・現場到着時・舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ 各層の継目の位置を、設計図書に定められた数値以上ずらしていることが確認できる。
□ 継目又は構造物との接触面をよく清掃したのちにタックコートを行っていることが確認できる。
□ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□ 重機等に不備がなく、清掃されていることが確認できる。
□ 瀝青材散布量が監督員の指示どおりで、整理、記録されていることが確認できる。
□ 締固め度が設計図書の仕様を満足し、整理・記録されていることが確認できる。
□ 路面切削を適切に行っていることが確認できる。
□ 既設路面とのすりつけが平坦であることが確認できる。
□ 集水ます及び伸縮装置の養生を適切に実施していることが確認できる。
□ 既設・施工後路面の養生を実施していることが確認できる。（Uターン場所を含む）
□ 瀝青材の散布ムラが無く、端部まで散布を行っていることが確認できる。
□ ダンプ及び転圧機械等の付着防止対策を適切に行っていることが確認できる。
□ アスファルトプラント管理週報及び舗装管理週報が適切に提出され、日常管理が実施されていることが確認できる。
□ 舗装廃材が設計図書に基づき適切に処理されてることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［床版防水工関係］
□ 施工面の清掃を行っていることが確認できる。
□ 施工後の養生を行っていることが確認できる。
□ シート系防水材の重ね合わせが確実に行われていることが確認できる。
□ 塗布系防水材の温度及び使用量の管理が確実に行われていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：</td></tr>
</table>

別紙－３－２⑩

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	舗装工事(2/2)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

［コンクリート舗装工関係］

□ コンクリートの品質(強度・w／c・最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験等に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法及び養生方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。
□ コンクリートの日常管理試験が適切に実施され、日常管理が実施されていることが確認できる。
□ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
□ 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。（かぶり、ピッチ、溶接していないか等）
□ 鉄筋の継手が適切に施工されていることが確認できる。（重ね継手のラップ長等）
□ 材料が分離しないようにコンクリートを敷き均していることが確認できる。
□ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないように保管していることが確認できる。
□ 施工継ぎ目の処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 打設前に路盤及び鉄筋の清掃を確実に行っていることが確認できる。
□ その他

内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　51)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３－２⑪

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">ＰＣ橋、鋼橋上部工工事(1/2)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
［コンクリート工関係］
□ コンクリートの品質(強度、w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験等に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。
□ コンクリートの日常管理（管理図・試験頻度等）を適切に実施していることが確認できる。
□ 非破壊検査を適切に実施していることが確認できる。（基準試験・日常管理試験）
□ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
□ 鉄筋の引張強度・曲げ強度及び必要により曲げ戻し試験の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 圧接作業が適正であることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ジャンカ・砂すじ等が少なく、かつ適正に補修がなされ、セパレータの後処理も適切に行っていることが確認できる。
□ クラックがある場合、計測等を適切に行っていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［ＰＣ工関係］
□ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 緊張に使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［工場製作関係］
□ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□ 溶接作業が適正であることが確認できる。
□ 溶接作業にあたり、溶接作業の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
□ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装管理者の立会のもと施工していることが確認できる。
□ 素地調整のブラスト処置後、２時間以内に塗装していることが確認できる。
なお、温度、湿度が管理されている屋内である場合は４時間以内であることが確認できる。
□ 設計図書に基づき作業管理（状況）記録を提出し、適正に作業が行われていることが確認できる。
□ 塗料の品質が品質規格証明書及び抜取検査証明書により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：</td></tr>
</table>

別紙－３－２⑫

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td rowspan="2">ＰＣ橋、鋼橋上部工工事(2/2)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">［架設関係］
□ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ 高力ボルトの締め付け方法が適切であることが確認できる。
□ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
□ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有することを確認していることが確認できる。
□ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ 現場塗装において、塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

［付属物関係］
□ 橋梁付属物（支承・伸縮装置・排水装置・検査路）の保管を適切に行っていることが確認できる。
□ 橋梁付属物（支承・伸縮装置・排水装置・検査路）の品質が適正であることが確認できる。
□ 橋梁付属物の防錆処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 伸縮装置の据付け時の遊間量を適正に管理していることが確認できる。
□ 後打ちコンクリートの管理を適正に行っていることが確認できる。
□ アンカーの施工位置が適正であることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　50)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
<table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>５０%以下</td><td>８０%以下</td><td>８０%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>７５%以上９０%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>６０%以上７５%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>６０%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

別紙－３－２⑬

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマーク を記入する。　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	塗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装管理者の立会のもと施工していることが確認できる。
□ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□ 天候状況の確認、気温及び湿度等の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
□ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□ 設計図書に基づき作業管理（状況）記録を提出し、適正に作業が行われていることが確認できる。
□ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□ 塗料の品質が品質規格証明書及び抜取検査証明書により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ケレン後、規程時間内に１層目の塗装が完了していることが確認できる。
□ 現場に気温計及び湿度計を配置していることが確認できる。
□ 塗装前にほこり、砂、油脂、塩分、水（結露）、さび、ケレンかす等が付着していないことが確認できる。
□ その他

内容：

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　13)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">区画線工事</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 設計図書に基づく試験施工を実施し、本施工が試験施工を行った機械、塗料、施工条件（気象条件、走行速度、路面状態など）で実施されていることが確認できる。
□ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□ 区画線の材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　6)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
（下表参照）
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>５０%以下</th><th>８０%以下</th><th>８０%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>７５%以上９０%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>６０%以上７５%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>６０%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>

別紙－３－２⑮

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　　　　　　　　　　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	のり面処理工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

［共通］

□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特にのり枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
□ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ 盛土の施工にあたり、のり面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ 既設のり面の健全度を調査し、施工に反映していることが確認できる。
□ その他
内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［種子吹付工、植生基材吹付工関係］

□ のり面調査（土壌調査、のり面構造調査など）を実施しており、その結果を施工に反映していることが確認できる。
□ ネットなどの継目が１目半以上重ね合わせてあり、境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□ その他
内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［コンクリート又はモルタル吹付工関係］

□ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 金網の継目が１目半以上重ね合わせてあり、境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
□ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□ 吹付けを２層以上に分けて行う場合、２層目を１時間以内に吹付けていることが確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 水抜孔の施工が適正であることが確認できる。
□ その他
内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　22)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０%を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３－２⑯

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">防護さく工事</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 防護柵の設置基準・同解説(日本道路協会)及び、車両用防護柵標準仕様・同解説(日本道路協会)、視線誘導標標準図集等の規定を満足していることが確認できる。
□ 使用材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。
□ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いように施工していることが確認できる。
□ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定のケーブルの初期緊張を導入していることが確認できる。
□ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□ ベースプレート支柱のアンカーの施工が適切に行われていることが確認できる。
□ 溶融亜鉛めっきの防錆処理に損傷を与えていないこと、もし、損傷を与えた場合には適切な対応を行っていることが確認できる。
□ 継ぎ手ボルトの締め付け確認が実施されていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%　)＝該当項目数(　0　)／評価対象項目数(　11　)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr>
<tr><td>５０%以下</td><td>８０%以下</td><td>８０%を超える</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>７５%以上９０%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>６０%以上７５%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>６０%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

別紙－３－２⑰

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td rowspan="2">遮音壁工事</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 使用材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。
□ 鋼管ぐいの貫入不能時の処理等が適切に行われていることが施工記録で確認できる。
□ 基礎工の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いように施工していることが確認できる。
□ 床掘りの仕上り面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□ 溶融亜鉛めっきの防錆処理を損傷することのない適切な施工が確認できる。
□ 透光性遮音板の設置にあたって損傷することのない適切な施工が確認できる。
□ 遮音板が隙間を生じないように支柱に固定されていることが確認できる。
□ 落下防止ワイヤーにねじれがなく、適切な余長の確保が確認できる。
□ その他
内容：
理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　11)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr>
<tr><td>５０％以下</td><td>８０％以下</td><td>８０％を超える</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０％以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>７５％以上９０％未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>６０％以上７５％未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>６０％未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	標識工事	（下記参照）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。

●評価対象項目

- □ 設計要領第５集標識設置要領等の規定を満足していることが確認できる。
- □ 使用材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 板・シートの加工は、仕様書に定められたとおりであることが確認できる。
- □ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。
- □ 床掘りの仕上り面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □ 基礎工の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いように施工していることが確認できる。
- □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ 溶融亜鉛めっきの防錆処理を損傷することのない適切な施工が確認できる。
- □ 継手ボルトが適切に締付けられていることが確認できる。
- □ その他

内容：

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　0%）＝該当項目数（　0　）／評価対象項目数（　10　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	トンネル内装板工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> ［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別紙－４参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 設計図書に基づき内装工の材料の基準試験及び定期試験を実施しており、品質が確認できる。
- □ 部材表面に傷等がないことが確認できる。
- □ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。
- □ 覆工面は、直張りの前に水洗いを行い、ほこり等を除去していることが確認できる。
- □ 接着剤の塗り付けがクシ目ゴテにより施工していることが確認できる。
- □ 目地材は、目地用モルタルを目地ごとに詰め込み、目違い及びこてむらのないように施工していることが確認できる。
- □ タイルの上端及び横端部にシーリング材を三角に施工しいることが確認できる。
- □ その他

内容：

理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%）＝該当項目数(　０）／評価対象項目数(　８）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－３－２⑳

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">造園工事</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 土壌硬度調査及び土壌試験（ＰＨ）、現場透水試験を実施し施工に反映していることが確認できる。
□ 活着が促されるように管理していることが確認できる。
□ 樹木などに損傷､鉢くずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。
□ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
□ 根茎の状態が良好な材料を使用していることが確認できる。
□ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っており、植栽箇所に応じた樹木の向きや樹形となっていることが確認できる。
□ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥していることが確認できる。
□ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
□ 支柱・添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
□ 樹木名標板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
□ 芝生は雑草の混入がない材料を使用していることが確認できる。
□ 芝生、マルチング、植栽箇所などの施工箇所に不陸や滞水がないことが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が９０％以上・・・・・・・・ a
評価値が８０％以上９０％未満・・・ a’
評価値が７０％以上８０％未満・・・ b
評価値が６０％以上７０％未満・・・ b’
評価値が６０％未満・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　13)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">建築工事</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 材料・製品の品質・性能が、証明書・試験成績書等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 材料の品質確認記録の内容が整理され、適切であることが確認できる。
□ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の内容が、適切であることが確認できる。
□ 施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
□ 品質管理方法が施工計画書等で明確に記載されており、それに基づいた管理記録が確認できる。
□ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□ 配線、配管を承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□ 危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 施工中の現場養生が適切である。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値が９０％以上・・・・・・・・ a
評価値が８０％以上９０％未満・・・ a’
評価値が７０％以上８０％未満・・・ b
評価値が６０％以上７０％未満・・・ b’
評価値が６０％未満・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0　)／評価対象項目数(　12　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。</td></tr>
</table>

別紙－３－２[22]

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　　　　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">上記以外の施設工事</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を試験記録により確認できる。
□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
□ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□ 配線、配管を承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ 平常時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□ 危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

●判断基準
評価値９０％以上・・・・・・・・・・ a
評価値が８０％以上９０％未満・・・ a’
評価値が７０％以上８０％未満・・・ b
評価値が６０％以上７０％未満・・・ b’
評価値が６０％未満・・・・・・・・ c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　14)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品質</td><td rowspan="2">耐震補強工事
(1/2)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
［コンクリート巻立工関係］
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 監督員の指示事項又は設計図書に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ コンクリートの品質（強度、ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート打設時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。
□ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 圧接作業が適正であることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 設計図書に基づきコンクリート構造物の非破壊試験（圧縮、鉄筋かぶり）を実施しており、規格値を満足していることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ クラックがある場合、計測等を適切に行っていることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［鋼板巻立工関係］
【工場製作関係】
□ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□ 溶接作業が適正であることが確認できる。
□ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装管理者の立会のもと施工していることが確認できる。
□ 素地調整のブラスト処置後、２時間以内に塗装していることが確認できる。
なお、温度、湿度が管理されている屋内である場合は４時間以内であることが確認できる。
□ 塗料の品質が品質規格証明書及び抜取検査証明書により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 塗装作業において、設計図書に基づき作業管理（状況）記録を提出し、適正に作業が行われていることが確認できる。
□ 溶接部の不合格率が低く、また、補修が適正であることが確認できる。
【架設関係】
□ 現場溶接の施工及び品質管理が適正であることが確認できる。
□ 溶接部の不合格率が低く、また、補修が適正であることが確認できる。
【現場塗装関係】
□ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装管理者の立会のもと施工していることが確認できる。
□ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ 現場塗装において、塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。
□ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
【その他】
□ その他
内容：
理由：</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td rowspan="2">耐震補強工事
(2/2)</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">［繊維巻立工関係］
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 監督員の指示事項又は設計図書に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 施工計画書の内容及び現場の施工が提出された性能証明書の施工条件、施工方法、施工管理方法などを満足していることが確認できる。
□ 繊維シートを施工するにあたり、施工面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ 既設コンクリート表面処理を入念に実施していることが確認できる。
□ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件を整理・記録していることが確認できる。
□ 品質形状が均一で、設計図書等との確認ができ、証明書等を整備していることが確認できる。
□ 試験結果がよく、所定の能力を満足していることが確認できる。
□ 自社の品質向上に向けた取り組みがみられることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：
［構造物掘削工関係］
□ 構造物周辺の締め固め等の処理（狭小部の施工）を適正に行っていることが確認できる。
□ 構造物掘削床付け面の排水（釜場設置等）を適切に実施していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　45)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

●判断基準

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr>
<tr><td>５０%以下</td><td>８０%以下</td><td>８０%を超える</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>７５%以上９０%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>６０%以上７５%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>６０%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td>はく落対策工事</td><td colspan="5">□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験］
※　ばらつきの判断は別紙－４参照。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

●評価対象項目

□ 繊維シートを施工するにあたり、施工面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ ブラスト・ＷＪを入念に実施していることが確認できる。
□ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件を整理・記録していることが確認できる。
□ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□ 塗膜に有害な付着物がないことが確認できる。
□ 品質形状が均一で、設計図書等との確認ができ、証明書等を整備していることが確認できる。
□ 機能について、設計図書等との適正が確認でき、その証明書等を整備していることが確認できる。
□ 全体として性能（現地試験結果）がよく、所定の能力を満足していることが確認できる。
□ 完成図書において、機能（性能）が容易に判別できる資料等を整備していることが確認できる。
□ 自社の品質向上に向けた取り組みがみられることが確認できる。
□ はつり処理では鋼材に損傷を与えないとともに断面修復に支障とならない平坦性を確保していることが確認できる。
□ 断面補修においては既設コンクリートと一体化し、所定の機能を有していることが確認できる。
□ その他
内容：
理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　13)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr>
<tr><td>５０％以下</td><td>８０％以下</td><td>８０％を超える</td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>９０％以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>７５％以上９０％未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>６０％以上７５％未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>６０％未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	土木工事	●評価対象項目 ［コンクリート構造物、トンネル工、海岸工］ □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端、端部及び打継ぎ目の仕上げが良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。 ［切盛土工］ □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 規定された勾配が確保されている。 □ のり面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 用排水工等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がされている。 □ 構造物へのすりつけなどが良い。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 全体的な美観が良い。 ［のり面工］ □ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。 ［基礎工及び地盤改良工］ □ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※ 地盤改良工はｃ評価とする。 ［地すべり対策工］ □ 地山との取合いが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。 ［護岸・根固・水制工］ □ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせがよく、クラックがない。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　32) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０%以上：a ６０%以上８０%未満：b ４０%以上６０%未満：c ４０%未満：d
	舗装工事	●評価対象項目 ［共通］ □ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。 ［アスファルト舗装］ □ ローラーマークがなく平坦性が良い。 □ 高機能舗装の空隙がつぶれてなく均一な路面になっている。 ［コンクリート舗装］ □ 天端、端部及び打継ぎ目の仕上げが良い。 □ コンクリート構造物が瀝青材等によって汚れていない。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０%以上：a ６０%以上８０%未満：b ４０%以上６０%未満：c ４０%未満：d

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	ＰＣ橋上部工工事	●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 床版面の平坦性が良い。 □ ＰＣ鋼材緊張後の後処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　9) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	鋼橋工事	●評価対象項目 □ 表面に補修箇所が無い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 床版面の平坦性が良い。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　6) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所が無い。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　5) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	区画線工事	●評価対象項目 □ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　5) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	のり面処理工事	●評価対象項目 □ 植生、吹付等が均一で仕上がりが良い。 □ のり肩・のり尻と地山等とのすりつけ等、端部処理や通りが良い。 □ コンクリート構造物の表面状態、通り、施工目地等の仕上がりが良い。 □ 排水処理が適正に施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　5) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	防護さく工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　6) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d
	遮音壁工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ 土工処理及び植栽との取り合い等きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　6) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。	●判断基準 評価値 ８０％以上：a ６０％以上８０％未満：b ４０％以上６０％未満：c ４０％未満：d

別紙－３－２[28]

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	標識工事	●評価対象項目 □ 設置位置に配慮がある。 □ 標識の向き並びに角度及び支柱の通りが良い。 □ 標識板及び支柱に変色がない。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　５) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		●判断基準 評価値：８０%以上 a／６０%以上８０%未満 b／４０%以上６０%未満 c／４０%未満 d
	トンネル内装板工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷、錆が無い。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　５) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		●判断基準 評価値：８０%以上 a／６０%以上８０%未満 b／４０%以上６０%未満 c／４０%未満 d
	造園工事	●評価対象項目 □ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 植物材料の特性を理解し、各所の納め方や建築物等とのバランスが良い。 □ 寄植え、生垣、列植の高さ調整が出来ている。 □ 園路舗装は平坦に保たれ、付属物等との高さ調整が出来ている。 □ 全体的な美観が良い。	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　７) ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		●判断基準 評価値：８０%以上 a／６０%以上８０%未満 b／４０%以上６０%未満 c／４０%未満 d

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（主任検査員用）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>工　種</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅲ. 出来ばえ</td><td></td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>建築工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
□ 関連工事(工種)または既存部分との調整がなされ調和が良い仕上げである。
□ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮がされている。
□ 仕上がりの状態が良好で傷、錆、汚れ、色むら等がない。
□ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ コンクリート構造物の表面状態、通り、施工継目及び端部の仕上げが良い。
□ コンクリート構造物にクラック、漏水がない。
□ コンクリート打設前の配筋・型枠は整然と組立てられている。
□ アンカーボルト等が適切かつバランスよく施工されている。
□ 躯体鉄骨は精度よく組み立てられている。
□ 錆止め塗装は塗膜の損傷がなく、仕上げよく施工されている。
□ 仕上げ材は凹凸がなく、入隅・出隅部とも精度良く施工されている。
□ 開口部はがたつき・ばたつきがなく、円滑に開閉できている。
□ 段差処理は仕上げよく施工されている。
□ 付帯設備は堅牢かつ確実に取り付けられている。
□ 配管・配線は種別毎に適切かつ整然と施工されている。
□ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能性が良い。
□ 近傍の設備などと干渉がない。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　18)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値
８０％以上：a
６０％以上８０％未満：b
４０％以上６０％未満：c
４０％未満：d</td></tr>
<tr><td>上記以外の施設工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ きめ細やかな施工がなされている。
□ 諸設備の据付けに傾斜がなく通りが良い。
□ 諸設備が堅牢かつ確実に据付けられている。
□ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
□ 部材表面に傷、錆、汚れがない。
□ 関連工事(工種)または既存部分との調整がなされ調和が良い仕上げである。
□ 公共物として、安全の確保、環境及び維持管理への配慮がなされている。
□ 溶融亜鉛メッキ処理の全体的な美観が良い。
□ 溶融亜鉛メッキ処理により材料に歪が無い又は少ない。
□ コンクリート構造物の表面状態、通り、施工継目及び端部の仕上げが良い。
□ コンクリート基礎と埋め戻し土のすりつけ、取り合いが適切に施工されている。
□ 配管・配線は種別毎に適切かつ整然と施工されている。
□ アンカーボルト等が適切かつバランスよく施工されている。
□ 機器承諾図・施工図等に従い整然と製作・施工されている。または、整然と施工されることが施工計画書・機器承諾図・施工図等で確認できる。
□ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能性が良い。
□ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ 近傍の設備などと干渉がない。
□ （バックアップがある場合）障害時に所定の時間内に切り替わる。
□ 運転時の騒音が規定範囲内に収まっている。
□ 異なるメーカーの機器間でも通信が成立する。
□ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。
□ 全体的な美観が良い。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値(　　0%)＝該当項目数(　0)／評価対象項目数(　22)
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値
８０％以上：a
６０％以上８０％未満：b
４０％以上６０％未満：c
４０％未満：d</td></tr>
</table>

考査項目別運用表（品質管理中間検査用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。（主任検査員用）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><td rowspan="5">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅲ. 出来ばえ</td><td></td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>耐震補強工事［コンクリート巻立工］</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ コンクリート構造物の表面状態が良い。
□ コンクリート構造物の通りが良い。
□ 施工継目及び端部の仕上げが良い。
□ コンクリート構造物にクラックがない。
□ コンクリート構造物に漏水がない。
□ 細部に渡り細心の注意が払われ、きめ細やかな施工がされている。
□ 全体的な美観が良い。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　７)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値：８０%以上 a／６０%以上８０%未満 b／４０%以上６０%未満 c／４０%未満 d</td></tr>
<tr><td>耐震補強工事［鋼板巻立工］</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ 部材表面に傷及び錆が無い。
□ 溶接に均一性がある。
□ 塗装に均一性がある。
□ 細部まできめ細かな施工がされている。
□ 補修箇所が無い。
□ 表面処理の施工状況が良好である。
□ 全体の美観が良い。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　７)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値：８０%以上 a／６０%以上８０%未満 b／４０%以上６０%未満 c／４０%未満 d</td></tr>
<tr><td>耐震補強工事［繊維巻立工］</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ 塗装に均一性がある。
□ 細部まできめ細かな施工がされている。
□ 補修箇所が無い。
□ 表面処理の施工状況が良好である。
□ 全体の美観が良い。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　５)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

●判断基準
評価値：８０%以上 a／６０%以上８０%未満 b／４０%以上６０%未満 c／４０%未満 d</td></tr>
<tr><td>はく落対策工事</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ 塗装に均一性がある。
□ 細部まできめ細かな施工がされている。
□ 補修箇所が無い。
□ 表面処理の施工状況が良好である。
□ 全体の美観が良い。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　0%)＝該当項目数(　０)／評価対象項目数(　５)
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値：８０%以上 a／６０%以上８０%未満 b／４０%以上６０%未満 c／４０%未満 d</td></tr>
</table>

別紙－4

【記入方法及び留意事項】

1．VE評価は、VE適用工事のみ評定を実施する。
VE評定点は、入札時VE評価点と契約後VE評価点を加算したものとする。
VE評定点は、監督員が評定するものとする。この場合、評定点合計が100点を超えることがあってもよい。

2．出来形及び品質のばらつきの考え方
〔管理図の場合〕
（上・下限値がある場合）　（下限値のみの場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

②ばらつきが80％以下と判断できる例

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕

ばらつきが少ない

ばらついている

ばらつきが大きい

3．異なる工事種別の組合せによる工事の取り扱い
（1）　対象となる工事種別毎の評価対象項目（評価対象外の項目は削除）を合計し、該当する評価項目の率（評価値）で評価する。（考査項目により、以下の評価方法から選択）

評価値が90％以上・・・・・・・・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・・・b
評価値が80％以下・・・・・・・・・・・・・・c

評価値が90％以上・・・・・・・・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・・・a'
評価値が70％以上80％未満・・・・・b
評価値が60％以上70％未満・・・・・b'
評価値が60％以下・・・・・・・・・・・・・・c

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a'	b	b
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'
	60％以上75％未満	b	b'	c	c
	60％未満	b'	c	c	c

4．その他
・「4．工事特性」「5．創意工夫」「6．社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

別記様式第３

し ゅ ん 功 評 定 表

平成　　年　　月　　日
事務所名：　　　　事務所

工　事　名	
契　約　金　額	当初：　　　　　　　最終：
工　　期	当初：平成　年　月　日 最終：平成　年　月　日
しゅん功年月日	平成　年　月　日
しゅん功検査年月日	平成　年　月　日

受　注　者　氏　名	
現場代理人氏名	
主任・監理技術者氏名	
検査担当者氏名	印
監督員所属・氏名	印
主任補助監督員所属・氏名	印
主任検査員所属・氏名	印
①　主任補助監督員評定点	点
②　監督員評定点	点
③　主任検査員評定点	点
④　法令遵守等	－　点
⑤　ＶＥ評定点	点
⑥　技術提案不履行	－　点
⑦　評定点合計	点

注１）主任補助監督員、監督員、主任検査員の評定点は小数第１位（小数第２位を四捨五入）までとする。
２）評定点合計は、小数第１位を四捨五入することにより整数とする。
３）主任検査員の評定点は、品質中間評定点としゅん功評定点を合計した点数とする。
４）④法令遵守等及び⑤ＶＥ評定点は、監督員が記入する。
５）一部しゅん功の場合は、監督員、主任補助監督員及び主任検査員が各々評定を行い、しゅん功検査の資料として評定点算出表等を作成するが、この評定表は作成しない。
６）一部しゅん功後のしゅん功検査は、一部しゅん功検査で作成した資料を参考に、監督員、主任補助監督員及び主任検査員が各々改めて評定を行う。

別記２様式第１

○○　　　第　　　号
平成　　年　　月　　日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　殿

中日本高速道路株式会社○○支社長
○　○　○　○　　印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して７日（「休日」を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面のあて先、送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　工　　事　　名　　　　　　○○○○工　事（契約番号　000000）

２　工　　　　　期　　　　　　平成○年○月○日～平成○年○月○日

３　しゅん功検査年月日　　平成　○年　○月　○日

４　成績評定

①　評定点　　　　　　　　　○　○　点　　項目別評定点は、別表１のとおり

（①　修正評定点　　　　　　○　○　点　　【評定点が修正された場合のみ】）

５　あて先、送付先及び手続き等の問い合わせ先

（あて先）　中日本高速道路株式会社○○支社長

（送付先及び手続き等の問い合わせ先）

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○丁目○○番地

中日本高速道路株式会社○○支社　○○部　契約チーム

ＴＥＬ　○○○－○○○－○○○○（代）内線○○○○

別記２様式第１－２

〇〇　　　第　　　号
平成　　年　　月　　日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　殿

中日本高速道路株式会社〇〇支社長
〇　〇　〇　〇　　印

工 事 成 績 評 定 通 知 書（品質中間評定）

貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して７日（「休日」を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面のあて先、送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　工　　事　　名　　　　　〇〇〇〇工　事（契約番号　000000）

２　工　　　　　期　　　　　平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

３　品質管理中間検査年月日　　平成　〇年　〇月　〇日

４　成績評定
①　評定点　　　　　　　　〇　〇　点　　項目別評定点は、別表１－２のとおり
（①　修正評定点　　　　　〇　〇　点　　【評定点が修正された場合のみ】）

５　あて先、送付先及び手続き等の問い合わせ先
（あて先）　中日本高速道路株式会社〇〇支社長
（送付先及び手続き等の問い合わせ先）
〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
中日本高速道路株式会社〇〇支社　〇〇部　契約チーム
ＴＥＬ　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代）内線〇〇〇〇

別表１

項　目　別　評　定　点（しゅん功評定）

評価項目	細　　別	評定点／満点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	／ 3.0点
	Ⅱ．配置技術者	／ 4.0点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	／10.0点
	Ⅱ．工程管理	／10.0点
	Ⅲ．安全対策	／15.0点
	Ⅳ．対外関係	／ 3.0点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	／10.0点
	Ⅱ．品　質	／20.0点
	Ⅲ．出来ばえ	／10.0点
４．工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	／ 5.0点
５．創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／ 5.0点
６．社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	／ 5.0点
７．法令遵守等（減点のみ）		点
8．技術提案不履行（減点のみ）		点
評定点合計		／100.0点
９．ＶＥ評価　※		点
評定点総合計		点

※ＶＥ適用工事のみ記載

別表１－２

項　　目　　別　　評　　定　　点（品質中間評定）

評価項目	細　　　別	評定点／満点
１．施工状況	Ⅰ．施工管理	／18.75点
２．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	／18.75点
	Ⅱ．品　質	／37.50点
	Ⅲ．出来ばえ	／25.00点
評定点合計		／100.0点
評定点総合計		点

別記２様式第２

〇〇　　　第　　　号
平成　　年　　月　　日

契約の相手方
　所在地
　　商号又は名称
　　　代表者氏名　　　　　　殿

中日本高速道路株式会社〇〇支社長
〇　〇　〇　〇　　印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成　年　月　日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して７日（「休日」を含まない。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は〇〇委員会【各支社で活用する委員会名を記載する】の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面のあて先、送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　工　事　名　　　　　　　〇〇〇〇　工　事（契約番号　000000）

２　疑問に対する回答

３　あて先、送付先及び手続き等の問い合わせ先
（あて先）　中日本高速道路株式会社〇〇支社長
（送付先及び手続き等の問い合わせ先）
〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
中日本高速道路株式会社〇〇支社　〇〇部　契約チーム
ＴＥＬ　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代）　内線〇〇〇〇

別記２様式第３

○○　　　第　　　号
平成　　年　　月　　日

契約の相手方
　所在地
　　商号又は名称
　　　代表者氏名　　　　　　殿

中日本高速道路株式会社○○支社長
○　○　○　○　　印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成　年　月　日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

１　工　事　名　　　　　　　○○○○　工　事（契約番号　000000）

２　疑問に対する回答